

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和3年3月10日(水)

午前10時03分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(12名)

議長	関 誠一郎 君	副議長	河原井 大介 君
	桜井 和子 君		藺部 一 君
	加藤木 直 君		三村 孝信 君
	猿田 正純 君		阿久津 則男 君
	藤咲 芙美子 君		小林 祥宏 君
	片岡 藏之 君		鯉 渕 秀雄 君

欠席議員(2名)

杉山 清 君
小 塚 孝 君

遅刻議員(なし)

早退議員(1名)

鯉 渕 秀雄 君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修				
副	町	長	仲田 不二雄				
教	育	長	高岡 秀夫				
まちづくり	戦略課	長	小林 克成				
総	務	課	長	鯉 渕 和己			
町	民	課	長	雨宮 忠芳			
財	務	課	長	船橋 行子			
税	務	課	長	鈴木 貴司			
健	康	保	険	課	長	飯村 正則	
長	寿	応	援	課	長	井上 優	
福	祉	こ	ど	も	課	長	増井 栄一

農 業 政 策 課 長	山 口 成 治
都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	皆 川 尊 志
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	久 保 田 和 美
水 道 課 長	阿 久 津 惠 三
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 瀬 浩 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	園 部 繁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿 久 津 雅 志
書 記	町 田 め ぐ み
書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和3年第1回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時03分開会

開 会

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 本日の全員協議会は、来る3月12日に招集されます令和3年第1回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議いただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分の補給を許可しております。

続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。欠席議員、12番、杉山 清君、遅刻議員、14番、小坪 孝君、ほか全員出席であります。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和3年第1回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに併せて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、承認1件、条例改定を初めとする議案29件、報告16件について担当課長より説明申し上げますので、ご審議のほどお願いします。

協議案件

○議長（関 誠一郎君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をし、議席番号を言った上でご質問ください。

さらに、新年度予算に関しては、自己の所属する委員会所管の質問はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、承認第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについてをご覧ください。

承認第1号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第9号）の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種体制確保及び鳥インフルエンザ防疫対策等の事業費追加により、令和3年2月24日付専決処分を行ったものであります。

3 ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,913万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ153億4,148万4,000円としたものです。

上記の補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

4 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に1,288万4,000円を追加したものです。総務費国庫補助金で、第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金557万9,000円、衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金410万5,000円及び教育費国庫補助金で、学校保健特別対策事業費補助金320万円を追加したものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に2,500万2,000円を追加したものです。商工費県補助金で茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金2,500万2,000円を追加したものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に1,124万6,000円を追加したものです。財源調整により、財政調整基金繰入金を追加したものです。

続きまして、5 ページをお開き願います。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額から200万円を減額したものです。主なものは一般管理費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に伴う人件費168万

円を減額したものです。

2 項徴税費であります。賦課徴収費で財源内訳補正を行ったものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から51万3,000円を減額したものです。コンビニ交付事業の確定に伴い減額したものです。

3 款民生費、2 項児童福祉費であります。既定額から7万5,000円を減額したものです。児童福祉総務費で、母子手帳交付件数の増により赤ちゃん応援臨時給付金30万円を追加し、保育従事者応援給付金の事業確定に伴い、37万5,000円を減額したものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に489万円を追加したものです。主なものは予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費410万5,000円等を追加し、保健福祉センター費の庁舎維持管理事業で、人件費154万9,000円等を減額したものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額に713万3,000円を追加したものです。畜産業費で、町内で発生した鳥インフルエンザ防疫対策に係る人件費631万4,000円及び物件費326万3,000円等を追加し、農業振興費で農林畜産物生産継続支援事業確定に伴う物件費244万4,000円等を減額したものです。

6 款1 項商工費であります。既定額に4,501万6,000円を追加したものです。主なものは、商工業振興費で新型コロナウイルス感染症の影響により長引く不況の復興支援として城里元気アップ振興券第3弾事業費、1億402万1,000円を追加し、事業の確定に伴い、中小企業等継続応援給付金3,713万円及び中小企業等固定費応援給付金2,000万円等を減額したものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から65万4,000円を減額したものです。土木総務費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に伴い、人件費65万4,000円を減額したものです。

8 款1 項消防費であります。既定額から233万7,000円を減額したものです。災害対策費で避難所感染症拡大予防対策事業費等の確定に伴い減額したものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。事務局費で財源内訳補正を行ったものです。

2 項小学校費であります。既定額から306万8,000円を減額したものです。主なものは教育振興費で、学校保健特別対策事業に係る教材用備品購入費280万円を追加し、学校管理費でスクールバス増便事業確定に伴い、バス運行委託料730万3,000円等を減額したものです。

3 項中学校費であります。既定額に162万4,000円を追加したものです。主なものは教育振興費で、学校保健特別対策事業に係る消耗品費70万円等を追加し、修学旅行中止に伴う代替給付金等の確定等により減額したものです。

4 項社会教育費であります。既定額から88万4,000円を減額したものです。主なものは社会教育総務費で、成人式の延期に対する給付金事業376万円を追加し、図書館資料館費で検温担当職員事業費242万1,000円を減額したものです。

5項保健体育費であります。学校給食センター費で、財源内訳補正を行ったものです。以上が承認第1号 専決処分第1号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第9号）のご説明ですが、詳細につきましては、6ページから16ページまでの事項別明細書、給与費明細書及び承認第1号説明資料となっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第1号をご覧願います。

議案第1号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、給料表を改正するものです。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第1号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 続きまして、議案第2号をご覧願います。

議案第2号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、今後の再任用職員の配置を考慮し、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、再任用職員の補職名を追加するとともに、等級別基準職務表の一部を改正するものです。

以上議案第2号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第2号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第2号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第3号をご覧願います。

議案第3号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものです。

以上、議案第3号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第3号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第4号をご覧願います。

議案第4号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。第8期介護保険事業計画における介護保険料に当たり、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、現行の介護保険料基準額を 8,400円引き上げ、年額7万800円とするものです。

以上議案第4号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第4号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第4号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この介護保険なんですけれども、今回6期から7期に向けて値上がりしているんですけれども、前期から見ると700円、普通の説明資料の1ページなんですけれども、表があります。（5）というのが基準額なんですけれども、7万800円というのがあります。これは、月に700円上がりますけれども、年額にすると8,400円上がるんですね。前期も8,400円上がって、7万800円になっているんですけれども、この上げなければならないというのは、全件の5万程度にずっと統一して上げなければならないというのは分かるんですけれども、もう少し、上げる率が15.6%上がっているんです。ですので、ここのところもう少し減額していただけないかなと。幾ら月で700円しか上がっていないといえども、ちょっと上がる率が高過ぎるということで、もう一度考え直していただけないかなということを質問いたします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料の改定ということなんですけれども、第6期するとき、前々回なんですけれども、600円ほどアップしております。前期第7期が同じく100円多くて700円アップ、今回が同様に700円アップということでお願いしているわけなんですけれども、介護保険の收支状況を見ますと、6期から7期にかけまして、給与費のほうもやはり5%から6%ほど、給付費だけなんですけれども、伸びているという状況がございます。保険ですので、保険料と給付費が均衡するということが原則かなと思いますけれども。

第7期、第8期におきましては、それぞれ介護保険支払準備基金のほうから1億3,000万円程度を補填するというか、そういう形で、全体の伸びを抑制しているという現状がございます。こういう中で、城里町も高齢化が進展しているんですけれども、介護予防、こちらのほうに様々な事業を取り入れたり、町内の実際ケアプランをつくるケアマネージャーさんと連携しまして、サービスの適正化、あとは給付費の抑制、こちらを図りながら、これからも取組を進めていく予定ですので、ご理解のほうをお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 上げなければならないというのは町の言い分であります。よく分かりますが、町民に対すれば、こんなに値上がりしちゃって、本当にこれからやっていけないと。介護保険料がこんなに上がったんでは、税金ばかり取られていると。しかし、自分が介護を受けるときに、受けられなくなってしまうという現実があるんじゃないかと思うんです。そういうようなことに対して、もう少し減額することができないかと私は言っております。これは、県内の状況を見ても、15.6%という値上がり状況は、当町が一番高い値上がり率になっています。ですので、もう少し減額していただければということで、再度質問をいたします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 繰り返しになりますけれども、やはり支払基金のほうから、3か年の計画という形になりますけれども、1億数千万円やっぱり補填をしないと、今回700円アップですけれども、1,100円とか1,200円になってしまうのが生の数字ということですので、その数字から、かなり基金のほうから補填して、700円に抑えたというふうにお考えいただければ一番いいのかなと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これ以上どうにもならないというお答えをいただきました。

ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいまの藤咲議員さんの質問と同様なんですけれども、この介護保険、先ほど課長からお話ありましたけれども、この保険料というのは、多分設定の仕方というのはもう決められていて、過去の使われた保険金、そういったものの積み上げで、この地区はどのくらいというのは、これはもう過去のデータ3年、もしくはそれ以上のデータの中から積み上げられてきた最終的な数字がこの中間値を使うということで、上限4つずつに分かれていると。9段階で決められているということだと思うんです。ですから、この保険料に関しては、私は実際にデータとして出てきたものを、これを覆すことはできないので、保険の仕組みから言って、致し方ないのかなというふうには思います。

ただし、この両立を次の改正の3年後に引き下げようという努力、それをするならば、ある程度介護関係に、この介護保険を使わないような、ですから、いつまでも皆さん、お年寄りが健康で、それでいられるような施設に行かないというようなことができれば、そういう衰えない防止策を取っていただければ、もちろん保険料は段々下がってくるんじゃないかと、数字的にもと思います。

ただ、先ほど課長から言われましたように、1億数千万の基金を取り崩しているということなんですけれども、この基金というのは、保険料の中から積み立てていくものが基金なのかどうか、その辺はちょっと、私も分からないんですけれども、ただし、これ介護保険というのは、これは特別会計なので、一般会計からの繰入れというのは、これはできませんよね。その辺のところもちょっとご説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 現在の7期の状態なんですけれども、7期の準備基金のほうは、やはり途中で坏小跡地、こちらの売却のものを基金のほうに補填していただいいて、どうにか7期分が支払えるような状態になっているわけなんですけれども、8期につきましては、なかなか一般会計のほうから、基金のほうに充当というか、そういう形でやっていただかないと、なかなか8期の運営は難しいような状況にあると思います。現状としてはそういう形になると思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ちょっと意味よく分からないんですけれども、7期とか8期というのは、ちょっとよく分からないんですよね。それと、この介護保険が、基金が1億数千万円も入れた中で、やっていかないとやっていけないということなんですけれども、毎年毎年、これは基金を繰入れしなくちゃ、その事業自体がやっていけないということだったら、正直大変なことになってしまうんですけれども、これ足りない部分は一般会計で入れるということとはできないんですか。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） ルール分といいますか、事務費とか、人件費等は規定上

一般会計のほうから特会のほうに繰り入れているわけなんですけれども、その介護保険の中では、結局基金にしろ、収支の中で不足した分につきましては、一般会計のほうから最終的には補填をいただかないと難しい形になると思いますけれども、これからもそういう形でやっていただくようなことになるかなと思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ちょっとよく分からないんですけれども、そうしますと、毎年毎年例えば足りない部分は一般会計から繰入れをするということになりますと、入れれば入れるほど、実績は上がってしまいますので、次の掛金の料率の見直し、このときも、もちろん入れれば入れるほど上がりますよね。もちろん使っているんだから。これ、上がらないような方法というのはないのか、その対策というのはないんですかね。例えばこういうことで、今こういうふうに対策を練っているとかがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 正直、なかなか特効薬的なもの、難しいと思うんですけれども、先ほど藤咲議員のご質問のときにお答えしましたけれども、やはり先進的な地域を参考にしまして、介護予防、介護にならないとか、なっても重度化しないとか、そういうサービスというか事業に力を入れて、伸びを抑えていく、そういうことが現実的な事業展開じゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

3回目ですので、私もそういうふうに思います。ただし、その事業を行っていくときに、前回の議会、12月でしたか、9月でしたかに、開発公社でやっている部分のお話もありましたけれども、これはちゃんとやれば、必ず効果は、正直言って出てくると思うんです。ただ、そういう開発公社を助けるためにどうこうと、私もいろいろ書類等も見せていただきましたけれども、まずしっちゃかめっちゃかです。これは、やっぱりちゃんと数字的にも、あと補助事業の中身的にも分かっている方が、ちゃんと指導して、ちゃんとやっていただければ、効果は必ず出てくるんです。それが出てこないということは、ただ単にお金の動かしだけやっているからこういうことになってくるんじゃないかなと。

そうしますと、それは当然防止策も行っていないので、使えば使うほど、3年後、6年後、9年後に町民の方の負担になってくるということなので、この介護予防のほうをちゃんと誰もが見て、いや、よくやっているな、確かにボケ防止にもなるとか、あとは、体が衰える部分でも、かなり防止できるとか、そういった、だれもが思えるような、そういう事業をやっていただきたいと思いますよ、本当に。私からのお願いですけれども、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もう解決済みだから、私答弁しなくてもいいかなと思ったんですが、一般会計から繰り入れられないのかという質問が繰り返しありましたけれども、答えは繰り入れられるということです。ですので、ただ、望ましくないと。一応、計画、料金立てて、これぐらいのサービスだったら、収支合うかなと思って、収支が合わなかったら、一般会計から足して賄うと。逆に余っちゃったら、基金に積み立てるということで、調整をして、保険料とサービスの量を調整しているわけです。

この7期につきましては、特別養護老人ホームケアステーション城里ができましたので、ほとんど城崎町の住民に入居していただいておりますが、グリーンなかさいとケアステーション城里で、2施設体制になったので、入所者倍になったわけです、極論すると。町内の特別養護老人ホームの入所者は倍近くなったんですが、1人入所すると何百万とかかりますので、それは、いずれ保険料に跳ね返ってくるというのは、ある程度分かっていた上で、特別養護老人ホームを1つ増設したわけです。

でも、急激に保険料が上がらないように、坏小の売却代金は全部基金に積み上げて、それを取り崩すことで、一気に1,000円以上上がらないように、2段階に分けて保険料の値上げをして、ケアステーション城里分を吸収による給付費の増加を吸収しつつあるとしてきているというところですよ。

結構予防もあるんですけども、例えば健康保険の施設が介護保険の施設に切り替わったりするのもすごくありまして、例えばきんもくせいとかですね。昔は介護保険の施設じゃなかったんですが、介護保険で面倒を見ることになったりして、医療系の施設が介護系の施設に変わると、それだけでそこに関わる何千万とか何億というお金が健康保険から介護保険のほうに負担が降り替わったりすることも最近ありますので、それを一方的に駄目だともいえないところはあるんですが、そういった事情もあります。

健康保険のほうは、前は足らなくて、一般会計から1億単位で足していたんですが、健康保険のほうは足さなくてよくなっていまして、最近。国保のほうは、制度改革もあって収支がよくなって、国保の一般会計の足しはなくなって、国保で足さなくてよくなったら、今度は介護のほうで、一般会計から持ち出しで支える分が大きくなっているという、全体的な現状はあります。

どうすれば、国保や介護保険料が値段が下げられるのかというと、まさしくご指摘のとおり、国保であれば、みんな病院にかからないような健康になったらすれば、国保の料金は下がっていくわけですし、介護保険料金も、介護保険のサービスをみんなが使わなくなれば、料金は下がっていくわけですが、そのための予防は大切だと思っています。ただ、料金が上がるから介護サービス使っちゃ駄目だなんてことは、決して立場上言えませんので、必要な方はどうぞサービスを受けてくださいと、介護認定を受けて、どうぞサービス

を受けてくださいというのも、もう一方の真実でありますので、そのあたりのバランスは、今後も気をつけながら、適正な介護予防事業、あるいは介護サービスの給付に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 大体分かりました。

ただ、先ほど来お話があるのは、住民の負担とか、これからどうなるんだという話なんですけど、これどういうふうな感じで、担当課でもそうですが、庁舎全体でもそうなんですけど、どのようなシミュレーションというか、高齢化が上がっていくと、これから大変だということなんですけど、どのような話合いというか、これから、今後どのくらいまで負担が上がるんだろう、大体そういったシミュレーションというのはされているんですか。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 収入の部分と言いますか、高齢化率とか、1号被保険者になる方の数というのは、ある程度読めるんですけども、実際支払う部分、給付費の部分につきましては、やはり国の基準の単価というのが1期3年ごとに切り替わっていますので、なかなか払うほうの部分が十分に読み切れないという現状があります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） なるほど。じゃ、なかなか読み切れないので、その都度その都度定期的に見直したときに考えていくという判断だということではよろしいでしょうか。そうですね。やはりそうだと、変わるとかいろいろ大変なんでしょうけれども、ただ、なかなかこれから高齢化社会の中で、先ほど来おっしゃっているように、なかなか難しい現状だったり、健康の問題だったり、介護だったり、むしろ介護の給付を受ける人はどんどん増えていくという、城里町においてはそういう形だと思いますし、あるんですが、本当にほかの自治体とか、いろいろやっているというか、視察とか行くとあるんでしょうけれども、具体的にもう少しこういったことに何かあるプランというのは、どういった議論というか、されています。もう少し具体的なプランというのはあるんですか。その介護予防だったり、この問題に対して取り組む、ほかの先進地の事例とか、そういったもので具体的に何かあるのであれば、ちょっとお示しいただきたいですが。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 具体的に給付費を抑制するためというものというのは、なかなか先進事例というのは少ないかなと思うんですけども、先ほど加藤木議員からお話がありましたように、やはり介護予防に力を入れたりとか、重度化しないことで、結果的に給付費を抑えるために、やっぱりいわゆる予防事業のほうに、これからも、さらにい

ろんな事業取り入れて取り組みたいなど思っているんですけれども、具体的な数字とか、事業というのは、現時点では考えてはいないんですけれども、今、取り組んでいるものをさらに充実させて、浸透させていくということに力を入れたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第5号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第5号をご覧願います。

議案第5号 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止対策等についての規定を追加するものです。

以上議案第5号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第5号説明資料1ページから7ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第5号に対する質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 追加になったことというのは、いろいろ国から決められたものとか、言われたものであると思うんですけれども、虐待防止とかそういうような問題だと思うんですけれども、これは、町として、何か具体的に虐待防止とか、今まで全国的にも、従事者から利用者さんが虐待を受けたりとかというようなことがあったりとかがあって、そこから出たものだと思うんですけれども、この町として、何か考えているようなことというのは、この5号から8号ぐらいまで同じような内容だと思うんですけれども、町としての計画というのは何か立てているんでしょうか、もしそこら辺のところがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 私のここ数年の経験というか、耳に入った中では、具体的には、町内の指定事業所では、こういう問題に対する問合せとか、あとは苦情等は受けたことは現在のところはないです。ただ、やはり国のこういう今までほとんど改正というよりも、定められていなかった部分を追加したというような形ですので、こういうケアマ

ネージャーさんとか、事業更新の際に、再度こういう問題については注意するようという事で、徹底はしていきたいと思うんですけども、指定の事業所ですので、もちろん町内ばかりじゃなくて、町外の事業所指定しているところもあるので、なかなかその部分までは行き届かないかなとは思いますが、少なくとも町内の事業所につきましては、そういう連携を図りながら、そういう問題が生じないように進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今のところまではそういうことは起きていないということをお聞きいたしました。今は起きていないかもしれないけれども、これから、やっぱり高齢者がどんどん増えてくるし、高齢者が増えるとともに、やっぱり認知症などもかなり増えてくるのではないかと思います。そういうときに、施設に対しての認知症の人たちに、虐待とか、そういうようなことにもなりかねないとか、そういうようなことも考えなければならぬと思うんです。そういうときに、何か施設内で、そういう規定はあるのかとか、町としてどういう管理というか、どういうことをその施設に申入れをするとか、規定をつくらせとか、来年からそういうようなことはないだろうかと。

せっかくここで、虐待防止法とかということが出ているんですから、もう少しそこら辺のところを考えて、やって、計画を立てていただければいいのではないかと。この機会に、虐待防止をするためにはどうしたらいいのかと、各施設にお願いをするとか、そういうようなことを考えていくような形で進めていってはどうかかなと思っております。今のところ何にもないから、そのまま大丈夫だということで、何もしなければこの虐待防止法は効果にはならないと思うんです。ですので、ぜひ何か町としてどういう形でこれに取り組んでいくのか、取組の方策などあれば、お願いをしたいと思います。答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 介護事業所の方は、以前からこういう問題につきましては理解されていると思うんですけども、町のほうでも、条例条項 こういうものが決定されましたので、注意というか、職員さんのほうにも周知いただきたいということで、決定以降は周知のほうを図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 周知をしていきたいということをお聞きしました。ですので、ここの中に改めて書かれているということ、具体的に一つ一つ点検しながら、町としての規定とか規約などをきちんとやっぱりつくっていく。そして、それに見合わせた施設に対しての利用者さんはどうあるべきだとかというようなことを、きちんとやっぱり出して

いかなければ、それに沿った方向性というのは何も出てこないと思うんです。ですので、ぜひ、この規定に沿った、条例に沿った、今回の新しく追加された防止法などについて、きちんと出していただければいいのかなと思っております。これは、担当課だけに合わせるのではなく、町長の責任でもありますので、町長も一緒になって頑張っってこれをきちんと加えてやっていただければいいかなと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 答弁いいですか。

○4番（藤咲芙美子君） 答弁あれば出してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 貴重なご指摘をいただきましたので、担当課長任せにすることなく、町全体として取り組んでまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第6号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第6号をご覧願います。

議案第6号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止対策等について規定を追加するものです。

以上、議案第6号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第6号説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第6号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第7号をご覧願います。

議案第7号 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条

例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止対策等についての規定を追加するものです。

以上、議案第7号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第7号説明資料1ページから37ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第7号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 説明の30ページなんですけれども、居室はいずれのユニットに属するもの、ユニット共同生活に原則としておおむね10人以下として、15人を超えないものと改正後にはなっています。改正前は、おおむね10人以下としなければならないということなんですけど、これは15人まではいいということなんだろうかとということと、そのウの中に、次のいずれか満たすことということ、改正前は10.65平方メートル以上とすることということ、右側に書いてあります。これは、ちょっと人数が増えてもいいということなんだろうかと。15人までは許可できるということなんだろうかと、共同生活の場で、それでなくても、多分共同生活の場というのは、新しくつくるときの基準なのか。今の基準から15人を超えないものにするものなのか、それとも、これから新しくつくる時に15人を超えないようにつくるのか、1人の面積量がすごく少なくなっていくんではないかなということを感じるのですが、そこら辺の、ちょっともし詳しいこと分ければ教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） ちょっと詳細につきまして、資料等を整理して回答したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 突如として聞いてしまって申し訳ありません。通告していた質問には入っていなかったものですから、申し訳ありませんでした。しかし、これは当然修正があったというところで、何が修正あるのかきちんと見ていただければ、お答えできるんじゃないかなと思うんですけれども、申し訳ありませんでした。もし具体的に分ければ、後でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第8号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第8号をご覧ください。

議案第8号 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、事業所における感染症、虐待及びハラスメント防止対策等について規定を追加するものです。

以上議案第8号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第8号説明資料1ページから16ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第8号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第9号をご覧ください。

議案第9号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてであります。土地の利活用が促進されるよう町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、開発適用面積を0.1ヘクタールから0.2ヘクタールに条件を変更するものです。

以上議案第9号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第9号説明資料1ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第9号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第10号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第10号をご覧ください。

議案第10号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町村の選挙における選挙運動の公費負担が拡大されたことにより条例を制定するものです。

以上議案第10号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第10号説明資料1ページから2ページをご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第10号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第11号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第11号をご覧願います。

議案第11号 城里町黒澤止幾基金条例の制定についてであります。黒澤止幾顕彰及び黒沢止幾生家史跡の保存、整備、活用を行うことを目的とする寄附金運用を図るため、基金を設置し、条例を制定するものです。

以上議案第11号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第11号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは寄附ということが名目になってはいますが、寄附でなく基金も、多分寄附も含まれた基金を作成だと思えるんですけども、もしかしたら、これは寄附ということだけでなく、一般会計からの繰入れとか、そういうようなことも考えているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

当基金につきましては、現在のところの寄附金等があった場合にこの基金に積立てをするということを考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、寄附だけに頼るものではなく、一般会計からも含まれていくということ。これ、多分これから黒澤止幾の建て替えとか、周囲の周知とか、そういうものにも関わってくると思うんですが、建てるときに、基金を活用して建てるんだと思うんですけども、これから、もし黒澤止幾が議会で議決されて、オーケーですよといったときには、この基金も当然使われるということになるんですね。ということは、黒澤止幾に対してのこれからの問題もいろいろとあると思うんですけども、一般会計からどんどん注ぎ込むようなことのないようなことをしていただければいいかなと考えていますので、お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回、具体的に寄付をしたいという申出がありまして、ご高齢であることから、早く基金条例をつくらないと、寄附金の受入れ先がないということで、基金をつくるものであります。一般会計に今回の予算で計上はされておられません。ですの

で、現在のところ、一般会計から基金への繰入れはございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第12号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第12号をご覧願います。

合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更についてでございます。

これにつきましては、合併市町村に係る地方債の特例に関する法律がございまして、合併の起債等を起こす期間を、当初10年間ということで法律のほうを施行されておりました。その後、東日本大震災の関係で10年延長されまして、さらに、平成30年4月に、議員立法により5年間の延長ということで、今現在、25年間という長期にわたって合併特例債の期間が定められております。そのような中で、城里町といたしましても、期間の延長に伴いまして、新町の主要事業に建設残土処理場及びストックヤードの整備事業、それと、認定こども園施設整備事業、また、保健センター維持管理補修事業を追加し、計画を変更したものでございます。

詳細につきましては、議案第12号の説明書のほうをご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第12号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第13号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第13号をご覧願います。

議案第13号 令和2年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の目的といたしまして、令和2年度環境センター解体撤去工事であります。

契約の金額は2億7,170万円で、内消費税額は2,470万円でございます。

契約の相手方は、東京都豊島区長崎5丁目1番34号、西武建設株式会社東京支店、取締役執行役員支店長、カトウトモユキでございます。

契約の方法につきましては、特殊指名競争入札意向確認型であります。

入札の結果につきましては、議案第13号説明資料のとおりでございます。

開札につきましては、令和3年1月22日午前9時30分から行っております。

予定価格につきましては、3億6,363万6,000円でございます。

現在は仮契約中であり、議会の議決をいただいて本契約となります。

工期は議会の議決日の翌日から令和3年3月26日までであります。

以上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第13号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第14号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第14号をご覧願います。

議案第14号 令和2年度常北小児童クラブ新築工事請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の目的といたしまして、令和2年度常北小児童クラブ新築工事であります。

契約の金額は6,177万6,000円で、内消費税額は561万6,000円でございます。

契約の相手方は、茨城県水戸市常磐町2丁目3番17号、株式会社関根工務店、代表取締役、関根貴雄でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札であります。

入札の結果につきましては、議案第14号説明資料のとおりでございます。

開札につきましては、令和3年1月29日午前9時から行っております。

予定価格につきましては6,104万円でございます。

現在は仮契約中であり、議会の議決をいただいて本契約となります。

工期は議会の議決日の翌日から令和3年3月26日までであります。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第14号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 最初に質問通告出しておきまして、回答はいただいておりますので、大体分かるんですが、現在の図書室の一角ですね、学童クラブ解体するんだと思うんですけども、解体するに当たって、図書室はどのようにするのか。あのまま維持できるのか。それから、取りあえず、今、解体してからどのようにするのかというようなことを一つ。

それから、新築後、児童数は何人になるようになっていましてでしょうか。今現在10人程度だと思うんですけども、何人ぐらいまで増やそうとしているのか、2点。

3点目は、支援員は新しくなって、多分児童数は増えるのではないかと思うんですけども、その増えた人数に合わせた支援員が確保されるのかどうかを3点お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

1点目の新築後の図書室の扱いでございます。図書室につきましては、ただいま学校図書室一角をお借りしている状況なので、学校の管理を元に戻すというようなことになりません。使い道につきましては、学校運営の中で検討いただきます。まだ、具体的に私どもの中では、こういった使い方をするという事では協議のほうはしていない状況でございます。

2点目の学童クラブの定員でございますけれども、ご指摘のとおり10人の定員で実施しておりますが、施設規模につきましては、基準面積からするとかなり余裕を持たせております。建築に当たって20人を想定しておりました。実質定員を決めるのは、運営をお願いしております保護者会と支援員の先生方からなる運営委員会というものを組織しておりますので、そちらのほうで定員は協議していただこうと考えております。施設としては20人ほどは使えるというようなことで、建築予定であります。

3番目の支援員の件ですが、ただいま城北児童クラブにつきましては、登録の支援員が7名おります。交代で業務に当たっていただいておりますので、例えば20名になったとしても、交代で支援員の指導は可能かと考えております。今後も支出の向上と研修等に努めて、支援員の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第15号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算書をご覧願います。

議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧願います。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6億6,287万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ146億7,861万3,000円とするものです。

第2条につきましては、翌年度に使用できる経費について、繰越しを行うものです。

第3条につきましては、継続費の補正を行うものです。

第4条につきましては、地方債の補正を行うものです。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

1 款町税、4 項町たばこ税であります。既定額から333万円を減額するものです。町たばこ税現年課税分の収入見込み減に伴い減額するものです。

5 項入湯税であります。既定額から1,373万8,000円を減額するものです。入湯税現年課税雲の収入見込み減に伴い減額するものです。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税であります。既定額から780万7,000円を減額するものです。地方揮発油譲与税の交付見込み減に伴い減額するものです。

3 項森林環境譲与税であります。既定額に8万9,000円を追加するものです。交付見込み増により追加するものです。

3 款1 項利子割交付金であります。既定額から12万8,000円を減額するものです。交付見込み減に伴い減額するものです。

6 款1 項法人事業税交付金であります。既定額に123万2,000円を追加するものです。交付金見込み増により追加するものです。

7 款1 項地方消費税交付金であります。既定額から2,741万1,000円を減額するものです。交付見込み減に伴い減額するものです。

8 款1 項ゴルフ場利用税交付金であります。既定額から1,998万円を減額するものです。交付見込みの減に伴い減額するものです。

9 款1 項環境性能割交付金であります。既定額から523万4,000円を減額するものです。交付見込みの減に伴い減額するものです。

12 款1 項地方交付税であります。既定額から3億3,545万9,000円を減額するものです。震災復興特別交付税の事業実績見込み減に伴い減額するものです。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金であります。既定額から79万1,000円を減額するものです。民生費負担金で、老人ホーム入所者負担金72万4,000円等の収入見込み減に伴い減額するものです。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料であります。既定額から253万円を減額するものです。総務使用料について、行政財産使用料102万円等の収入見込み増により追加し、土木使用料で町営住宅使用料現年度分400万円等の収入見込み減に伴い減額するものです。

3 ページをご覧願います。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額に1,360万6,000円を追加するものです。民生費国庫負担金で主なものは、障害者福祉負担金1,458万9,000円の交付見込み増により追加し、児童福祉費負担金で、子育てのための施設等利用給付交付金64万5,000円等の交付見込み減に伴い減額するものです。

2 項国庫補助金であります。既定額から8,772万3,000円を減額するものです。主なも

のは総務費国庫補助金で、個人番号カード交付事業費補助金677万9,000円等の交付見込み増により追加し、衛生費国庫補助金で、一般廃棄物処理施設整備事業費補助金7,167万7,000円、総務費国庫補助金で特別定額給付金給付事業費補助金1,200万3,000円等の事業確定に伴い、減額するものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に351万円を追加するものです。主なものは民生費県負担金で、障害者福祉費負担金729万4,000円の交付見込みの増により追加し、国民健康保険事業負担金で、保険基盤安定負担金157万2,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の188万9,000円は、確定に伴い減額するものです。

2項県補助金であります。既定額から1,223万3,000円を減額するものです。主なものは、農林水産業費県補助金で、農業振興費補助金の経営体育成支援事業補助金290万5,000円を追加し、民生費県補助金で医療福祉費医療費補助金1,305万6,000円の確定に伴い減額するものです。

3項委託金であります。既定額から187万4,000円を減額するものです。総務費委託金で国勢調査委託金の交付見込み減に伴い減額するものです。

18款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額から21万3,000円を減額するものです。財産貸付収入で、土地貸付収入の収入見込み減に伴い減額するものです。

19款1項寄附金であります。既定額に32万1,000円を追加するものです。主に災害復旧寄附金で、町の災害に対する各団体様からの寄付金251万円を追加するものです。また、ふるさと応援寄附金の収入見込み減に伴い250万円を減額するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額から7,965万7,000円を減額するものです。主に、財政調整基金繰入金7,595万7,000円等を減額するものです。各種事業の財源といたしまして、基金繰入れにより対応しておりますが、財源確保ができたため、それぞれ減額するものです。

22款諸収入、3項貸付金、元利収入であります。既定額から30万円を減額するものです。災害援護資金貸付金元金の収入見込み減に伴い減額するものです。

4項受託事業収入であります。既定額に18万2,000円を追加するものです。農業者年金受託事務費で、戸別訪問事業の実績分が増加したため追加するものです。

5項雑入であります。既定額に3,899万7,000円を追加するものです。主なものは、スポーツ振興くじ助成金4,095万6,000円が昨年12月に納入されたため追加し、また、後期高齢者検診負担金205万円等の確定に伴い減額をするものです。

続きまして、4ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項議会費であります。既定額から197万4,000円を減額するものです。人件費、物件費を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額から9,552万円を減額するものです。

主なものは企画費で、個人番号カード交付事業負担金677万9,000円等を追加し、財政管理費で公共施設整備事業場外車券売場交付金分4,700万円を減額し、一般管理費で特定定額給付事業の確定により、補助金ほか人件費、物件費合わせて1,199万5,000円を減額するものです。

2項徴税費であります。既定額から541万4,000円を減額するものです。主なものは税務総務費で人件費を減額するものです。

3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から790万5,000円を減額するものです。人件費及び物件費を減額するものです。

5項統計調査費であります。既定額から189万7,000円を減額するものです。人件費、物件費を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に1,519万3,000円を追加するものです。主なものは高齢者福祉費で、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金2,154万6,000円、障害者福祉費で自立支援給付費等の増により扶助費2,596万2,000円を追加、医療福祉費で医療費等の減に伴い扶助費1,635万円を減額し、後期高齢者医療給付費で後期高齢者医療特別会計繰出金263万1,000円等を減額するものです。

2項児童福祉費であります。既定額から32万2,000円を減額するものです。主なものは保育所費で、令和元年度子ども・子育て支援交付金交付確定による返還金239万円を追加し、認定こども園の施設等利用給付費128万8,000円の減に伴い減額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額から1,443万1,000円を減額するものです。主なものは環境衛生費で、火葬費補助申請者の増により補助金40万9,000円を追加し、健康増進事業費で検診受診者数の減に伴い、検診委託料550万円を減額するものです。

2項清掃費であります。既定額から1億8,765万1,000円を減額するものです。主なものは塵芥処理費で、人件費を追加し、一般廃棄物処理施設建設費で新ごみ処理施設建設工事1億4,526万円及びし尿処理施設延命化工事995万円等の事業確定により減額するものです。

3項上水道費であります。既定額から1,400万円を減額するものです。確定見込みにより水道事業会計への補助金を減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額から1,057万5,000円を減額するものです。主なものは農業委員会費で、農業委員会委員等の報酬112万3,000円を、農業振興費で経営体育成支援事業補助290万5,000円をそれぞれ追加し、農業総務費で、農業集落排水事業特別会計繰出金350万2,000円を減額し、農業振興費で地域おこし協力隊の事業費611万3,000円等を減額するものです。

2項林業費であります。既定額に8万9,000円を追加するものです。林業振興費で、森林環境譲与税の増により、積立金を追加するものです。

6款1項商工費であります。既定額から2,705万3,000円を減額するものです。主なも

のは観光施設費で、健康増進施設の使用料897万円等を減額し、観光費でコロナ感染症拡大による観光事業の縮小により、町観光協会補助680万円を減額するものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。既定額から373万9,000円を減額するものです。道路台帳補正委託料等の事業確定に伴い委託料280万円を減額するものです。

2項道路橋梁費であります。既定額から5,430万円を減額するものです。主なものは道路新設改良費で、町道の調査測量設計委託料1,483万円等の事業確定により、減額するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

3項河川費であります。既定額から576万3,000円を減額するものです。河川総務費で、消火栓改修工事の確定に伴い、減額するものです。

4項都市計画費であります。既定額から2,984万7,000円を減額するものです。主なものは公共下水道費で、事業確定に伴い、公共下水道事業特別会計への繰出金2,942万円等を減額するものです。

5項住宅費であります。既定額から420万5,000円を減額するものです。主なものは住宅管理費で、事業費確定に伴い、水道メーター設置業務委託料127万8,000円等を減額するものです。

8款1項消防費であります。既定額から1億5,904万5,000円を減額するものです。主なものは非常備消防費で、消防団員退職報償金184万5,000円を減額し、災害対策事業費で防災行政無線更新工事費1億5,159万8,000円等を減額するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から1,448万6,000円を減額するものです。主なものは事務局費で、教育施設長寿命化計画策定業務の事業確定による委託料585万2,000円等を減額するものです。

2項小学校費であります。既定額から232万6,000円を減額するものです。主なものは教育振興費で、事業確定に伴い、健康増進施設のプール使用料123万9,000円等を減額するものです。

3項中学校費であります。既定額から859万6,000円を減額するものです。主なものは教育振興費で、事業確定に伴い、バス借上料297万円等を減額するものです。

4項社会教育費であります。既定額から1,269万7,000円を減額するものです。主なものは文化財保護費で、寄附により、黒澤止幾基金積立金25万1,000円を追加し、社会教育総務費で、人件費362万円を減額するものです。

5項保健体育費であります。既定額から909万3,000円を減額するものです。主なものは学校給食センター費で、人件費302万円等を減額するものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。既定額から30万円を減額するものです。農地農業用施設災害復旧費で、災害復旧工事の事業確定に伴い、負担金30万円を減額するものです。

11款1項公債費であります。既定額から742万4,000円を減額するものです。利子で、地方債償還金利子を減額するものです。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費であります。

2款総務費から、9ページ9款教育費まで、39事業、11億4,541万3,000円の翌年度に使用できる経費について、繰越しをするものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第3表、継続費補正の変更であります。

4款衛生費、2項清掃費におきまして、新ごみ処理施設建設事業の令和2年度分を既定額から1億4,720万5,000円減額し、18億7,908万円とするものです。また、衛生センター延命化事業の令和2年度分を既定額から1,202万9,000円減額し、2億8,784万円とするものです。

続きまして、11ページをご覧ください。

第4表、地方債補正であります。

上段追加の減収補填債につきましては、新型コロナウイルスの影響等による地方税等の減収に対する措置として記載することができるもので、7,680万円を追加するものです。

変更の合併特例事業につきましては、9路線の町道改良事業4,010万円、2橋の橋梁長寿命化修繕事業140万円及び常北保健福祉センター空調設備改修事業330万円等を減額し、過疎対策事業につきましては、町道真端線改良事業410万円及び七会地区中学生バス定期券購入費30万円を減額し、公営住宅建設事業債につきましては、町営南団地建替事業790万円を追加し、緊急防災・減災事業につきましては、防災行政無線更新事業1億5,270万円を減額し、災害復旧事業につきましては、直轄災害復旧事業那珂川沿岸地区負担金30万円を減額し、それぞれ限度額を変更するものです。

総額では1億2,240万円減額し、18億9,017万円とするものです。

以上が、議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）のご説明ですが、詳細につきましては、12ページから42ページの事項別明細書、給与費明細書及び議案第15号説明資料となっております。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第15号に対する質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 6ページの繰越明許費についてお聞きいたします。

6款商工費についてお聞きいたします。中小企業応援基金、それから、元気アップ振興費第3弾が1億400万円入っていますけれども、これについて、地方創生臨時交付金が活用されるものなので、第3弾の地方創生交付金の活用なんでしょうか。それとも、第2弾の残なんでしょうか。お聞きいたします。

それから、地方創生臨時交付金1億6,000万円、第3弾で出ていると思うんですけど

も、これについての詳細ということで、先ほど控室で渡されました大きな表、あれちょっと少し分かりにくいところがあるので、どのように使われているのかを、ちょっと詳細、具体的でも結構ですので、説明いただければと思います。

それから、道の駅かつら設置場所、基本構想、基本設計など、開示できるものは開示していただければいいかなと思っております。繰越明許費なので、決定ではないと思うので、何か進展があれば教えていただければと思います。

それから、9ページの繰越明許費、都市計画再建事業についてお聞きいたします。

これは、今、どのような都市計画ということなんですけれども、何年度から始まっていて、どのくらいの進捗状況なのかをお聞きしたいと思います。

それから、あとは、住宅費についてです。米沢団地の建て替えがここにも書いてあります町営南住宅と米沢団地です。この米沢団地というのが、全部取り壊して、あそこにまた建て替えるのか、更地にするのか、米沢団地の今後の状況をお聞きします。

あと、町営南団地なんですけれども、なかなか進んでいないような状況なんです、何で進まないのかを説明いただければと思います。

一遍に聞いちゃっていいですか。

28ページの歳出、一般廃棄物処理、これについて、12節の委託料、建設費1億5,000万円の減額されていますけれども、減額は何で減額しているのか。それともこれはどのような状況なのかをちょっと説明をいただければと思います。

あと、33ページ、災害ハザードマップ作製委託事業、何年度までかかっているのかなということ、これ何年か前からずっとやってはいるんだと思うんですけれども、ハザードマップの作成委託は進捗状況をお聞かせください。

あと、14節防災行政無線の更新工事費なんですけれども、これは、工事請負1億5,100万円ですね。進捗状況の説明、お願いいたします。

それから、防災無線の放送内容について、何か条例が決まっていれば、教えていただきたいと思います。最近、鳥インフルエンザの情報とか、いろんなことがなかなか始まったと、鳥インフルエンザについてこういう注意をお願いしますということなんですけれども、終わりましたので、町内の皆さんご協力ありがとうございましたぐらいの、今後また鳥の死骸があったときには、情報をくださいというような案内はあるのかなのか。なかなかせっかく入った防災無線がちょっと残念だねというような声を町民からもいただいています。ですので、そこら辺のところ、規則とか規定とか、何か決まっているのであれば、見せていただければいいかなと思っています。

そのぐらいですか、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

何項目もありましたので、ちょっと漏れがあったらすみません、後でまたお願いしたいと思います。

まず、6ページの商工費の中で、繰越事業があるというお話でございました。茨城県中小企業継続応援貸付金事業450万円、それと、城里町元気アップ振興券第3弾事業というところで、これいずれも、地方創生交付金を充ててございます。そうした中で、この第3弾につきましては、先ほどの専決のほうで申しあげました振興券事業になりまして、年度を超えて支出するというので、執行するというようなことで、繰越しのほうに入れさせていただいております。

それと、本日お渡ししました大変細かくて見づらい表があると思うんですが、これを若干ご説明させていただきます。

今現在、ページを返していただきますと、左側に事業数を書いてございますが、36事業ございまして、これについては、1次、2次分というようなことで、約4億6,000万円ほど臨時交付金が入ってきてございます。

そうした中で、表の中ほど、枠の外にちょっと出ている数字があるかと思うんですが、それらをずっと精査してきましたところ、まだ事業の未執行分等もございまして、1次、2次分で約9,688万7,000円ということで、9,700万円、1次2次分で残ったということでございます。

それを、その下の表がございまして、2月の専決ということで、37、38、39と3つの事業を専決で入れさせていただきました。なぜ専決かと言いますと、国のほうの報告期限もございまして、大変短い期間での事業の変更というようなことで、金額も1億近く残っていたものですから、実績間違いのない元気アップを第3弾でやろうというようなことで計画をしてございました。

それと、議員からお話がありました、あと1億6,000万円来るんじゃないかというお話でございます。それにつきましては、この表の一番下段にございますけれども、令和3年度1億6,533万3,000円がまた新たに追加になるということで、内示は来てございますが、まだ計画の申請は出していない状況でございますけれども、そうした中で、令和3年度の事業、1番から10番までございます。これについて、1億6,533万3,000円を交付金を充てまして、この10の事業を令和3年度にやっという考えでございます。

国のほうの予算につきましては、1億6,553万円、これについては、令和2年度の予算で繰越事業となつてございますので、市町村のほうでは、新たに令和3年度の事業のほうで組み入れていくというようなことでございます。合計いたしますと、国のほうから、表の一番下段になりますが、1次2次3次等々入れまして、地方創生総体で6億3,362万8,000円の交付予定額ということになってございます。

それと、道の駅かつら移転基本構想、基本計画について、どのような進捗状況かと、開示できるものはあるかというお話でございます。今現在、何回か検討委員会のほう行って

ございまして、ある程度予定地等も絞られてきたところでございますけれども、3月末、または4月早々に会議等を開いて、もう少し内容が煮詰まった段階できちんとお示しをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

28ページ、4款衛生費、2項清掃費、4目一般廃棄物処理施設建設費に関するのですが、12節の委託料から14節の工事請負費において、平成30年度から継続費で事業を実施してまいりましたが、令和2年度に事業確定ということで、減額補正させていただいたところであります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 都市計画課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

繰越明許費9ページの土木費、都市計画費の中の、都市計画再検討事業についての詳細をというご質問ですが、都市計画道路再検討については、平成29年度より着手しております。その後、地区の基礎調査及び再検討業務を実施しながら、都市計画がある茨城県と調整をしております。また、令和2年度について、都市計画道路の変更廃止図書の作成業務を委託しているところです。

今回の繰越明許については、この再検討に伴う町都市計画審議会の開催がまだ成されていないものもあり、また、それを実施しながら具体的な変更廃止の手続に入っていくものでございます。

もう一つは、町営南、米沢団地事業について、建て替え事業とか進んでいないようですが、どのような計画になっているのかというご質問ですが、町営南・米沢団地については、こちらは令和元年度より事業に着手しております。当年のときにも事業について、48戸を建設する基本計画であるというのは、恐らく周知しているところであります。その後、今年度令和2年6月に基本設計、そして、最近ですけれども、令和3年1月に実施設計が完了いたしました。それに伴い、今月令和3年3月に2戸1棟の建物と3戸1棟の建物1棟の入札の告示をしているところでございます。ホームページのほうにももう出ておりますので、事業のほうについては進んでおります。藤咲議員の近所であることから、取壊しについても、何棟かもう既に壊しておるところですけれども、今後令和3年度からにおいては、まだ入居者が何人かおりますけれども、人が居住していない住宅等の解体を促進しながら、今後毎年1棟から2棟の建設を実施していきたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○4番（藤咲芙美子君） 米沢団地。

○都市建設課長（大津好男君） 南米沢団地なんです。あそこを一角で団地を形成しているという考えで、事業を実施しているのが、今の南団地と言われる昔の平屋が並んでいるところを言っているものでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 誠一郎君） まだ終わっていないでしょう。

災害ハザードマップの状況。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 4番藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

議案第10号の補正予算書の33ページ、4款災害対策費の中の12節委託料の防災ハザードマップの作成委託料、129万8,000円の減額であります。これは執行残と言いますか、それで、マップはいつできるのかということですのでけれども、洪水等土砂災害等のエリアを表示しましたマップが今年度中には完成予定であります。

それと、その下、14節の工事請負費で防災行政無線で1億5,159万8,000円の減額ということでもありますけれども、こちらも執行残と言いますか、なので、減額になります。

現在の進捗状況ということなんですけれども、非常にパーセントで言うのは難しいんですけれども、野外のスピーカーについては、ほぼ9割が終了をしています。それと、戸別受信機につきましては、全体の75%ぐらいの方が受け取りに見えています。残りのまだ受け取っていない方につきましては、今、個別に通知を送付する準備をしています。一応その個別通知を差し上げまして、状況を見てということですのでけれども、それでも、取りに来られないというような方には、個別対応としてこちらでおうちのほうまで持っていったりもしています。

それと、放送内容についての規則みたいなものはあるのかということなんですけれども、無線局の運用細則というのがございまして、どういう場合に放送するというのが載っています。例えば、災害に関する情報及び予報、それから、人命その他緊急重要な事項とか、町政の普及啓発及び行政上の周知連絡事項とかなどなどで、一応細則はございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

今般の鳥インフルエンザ対策の完了に伴う町民への周知というご質問でございますが、これにつきましては、本日3月10日零時、3月9日24時ということで、今日の未明、搬出制限区域のほうの解除がされたということで、周知については適切に図ってまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） よろしいでしょうか。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんの質問に対する私の答弁の一部を訂正させていただきます。

先ほど、6ページのほうで茨城県中小企業事業継続応援貸付金事業450万円、この中で、これについては、地方創生が入っているというように申し上げました。この事業、頭のほうに茨城県がついてございます。これは県事業でございまして、県のほうで、今回のコロナ対策で1企業に対して上限200万円を貸し付けるという事業でございまして。この事業で町内の中小企業者が借入れをした場合に、その借入金の4分の1、上限200万円ですので上限50万円になりますが、それを町のほうで負担しますよという事業になってございます。そうした中で、今後償還等も入ってきますので、地方創生の臨時交付金は充てておりませんので、その点訂正をさせていただきます。

また、県のほうの貸付申請の期間が2月26日から、さらに3月31日まで延長になってございますので、そういう点から、その負担金のほうも繰越明許費として計上させていただきました。大変申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩とし、再開は午後1時から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

午前 11時54分休憩

午後 1時01分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き議案第15号に対するご質問からお受けいたします。

○4番（藤咲芙美子君） 答弁漏れている人お願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 答弁残っている方。

都市計画課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員さんへの答弁漏れについて、答弁いたします。

米沢団地ということでしたが、米沢団地については、今の南団地より西側のほうに離れておるところなんですけれども、現在6棟残っておりますが、そのうち5棟入居しております。ここについては、1棟入居していない建物ありますが、それ以外については、既に取り交わしを実施しているところでございます。この箇所についても、今後入居者の退去等を見ながら、今後取壊しにかかりたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

取壊しするのはいいんですけれども、あそこに、米沢団地の建て替えの後、あそこを全部更地にしちゃうのかどうなのかというようなことをお聞きしました。ですので、もう一度答えてください。取りあえずそれお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 都市計画課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 現在のところにおいては、ここに新しく建物を建てるというような計画はございません。今後取壊しが進んでいく中で、その後の有効利用とか、土地の使い方を考えていくものと考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、要するにそのまま更地にするというようなことなんです、あそこの土地は。何も後住宅にするつもりはないということですね。更地の後どうするんですか。

○議長（関 誠一郎君） 都市計画課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 先ほど申したとおり、今のところそこに新しく建てる等の計画はないので、取壊しが進んでいく中で、その後の土地の有効利用は今後考えていくものと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 33ページなんですけれども、先ほどの防災行政無線のところなんです、12月のときの一般質問の中で、携帯のほうにメールか何かで届くようなシステムにするというお話があったんですが、それは、現在どういうふうになっているんでしょうか。その質問をいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 現在も登録されている方には届いているかと思うんですけれども、この防災行政無線の中で整備するのは、携帯で自分からアクセスすれば流れたやつが聞けるというのは、整備をしていきます。まだ構築されていませんけれども、そういうシステムは入ります。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） それは前からあったシステムですよ。ではないんですけど。今回新たにそういうシステムになったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 登録して届くのは前からあるシステムです。そのアクセスして見られるというのは、今回のシステムの中で整備するものです。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 3回目で終わりにします。

ということは、自分のほうから今度はアクセスをしないと見られない。直接自動的に送られてくるわけではないんですねということで、分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

2 番加藤木 直君。

○2 番（加藤木 直君） 議案第15号の11ページなんですけれども、地方債の補正でございます。追加で今回減収補填債7,600万円ありますけれども、この減収補填債は限度額、このほかにも限度額はありますけれども、この限度額の額というのは、どのように決められているんですか、これは何か決まりごとはあるんですか。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 加藤木議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、新型コロナウイルスの影響等による地方税の減収に対する措置として、特例で、地方消費税交付金、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、こういった景気変動に関わる7税目について、減収補填債の対象税目とされまして、これの発行額の75%が後年交付税にソウチされる、大変有効な効率的な起債であるというようなことから、その減収分を多めに過不足のないよう見積って、減収補填債を発行して確保したものでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2 番加藤木 直君。

○2 番（加藤木 直君） 限度額はどのように決められているんですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 県と協議をいたしますけれども、減収分をそのまま減収補填債として見込むものでございます。結果的にはその減収分になります。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第16号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第16号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご用意いたします。

議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧願います。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ701万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億1,972万2,000円とするものでございます。

2 ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項国民健康保険税であります。既定額から748万3,000円を減額するものでございます。保険税額の収納見込額を勘案いたしまして、減額しております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料であります。既定額から14万5,000円を減額するものであります。収入済額を踏まえ、督促手数料を減額するものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金であります。既定額に131万4,000円を追加するものであります。災害臨時特例補助金として新型コロナ感染症の影響による保険料減免分66万8,000円と、社会保障税番号システム整備補助金によるシステム整備分64万6,000円を追加するものでございます。

4 款県支出金、1 項県補助金であります。既定額から669万9,000円を減額するものです。交付金の事業確定見込みにより普通交付金190万円、保険者努力支援分414万2,000円及び特定健康診査負担金110万2,000円をそれぞれ減額し、特別調整交付金を44万5,000円追加するものであります。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額に205万5,000円を追加するものです。事業確定見込みにより財政安定化支援事業繰入金及び職員給与繰入金を追加し、保険基盤安定繰入金、保険税軽減保険者支援分等を減額するものであります。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料であります。既定額に218万1,000円を追加するものであります。収入済額を踏まえて、一般被保険者延滞金を追加するものであります。

3 項雑入であります。既定額に175万5,000円を追加するものであります。収入済額を踏まえて、主に特定健康診査等交付金を追加するものであります。

3 ページをご覧ください。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額から404万円を減額するものであります。事業費確定見込みによる人件費及び委託料の減額であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費であります。既定額から180万円を減額するものです。事業費確定見込みによるものです。

2 項高額療養費であります。既定額から10万円を減額するものです。事業費確定見込みにより減額するものです。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分であります。既定額から1億1,986万1,000円を減額するものです。事業費確定見込みにより減額するものであります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費であります。既定額から65万円を減額するものであります。事業費確定見込みにより減額いたします。

2 項特定健康診査等事業費であります。既定額から858万4,000円を減額するものであります。事業費の確定見込みによる減額であります。

6 款基金積立金、1 項基金積立金であります。既定額に1億2,810万円を追加するも

のであります。茨城県の令和元年度決算で144万円の黒字となったことにより、令和2年度、令和3年度により、県内全体の市町村分の国保事業納付金分が70億円ほど軽減されております。35億円掛ける2年ということになっています。その分を今後の緊急的な支払いに備え積み立てるものでございます。

8款諸支出金、3項繰入金であります。既定額から7万7,000円を減額するものでございます。事業費確定によるものでございます。

以上令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第3号）について、ご説明させていただきました。

詳細につきましては、4ページから13ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、15ページをご覧ください。

令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明を申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ697万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億630万2,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項外来収入であります。既定額から790万円を減額するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により減額するものでございます。

2項その他の診療収入でございます。主に事業確定見込みにより100万円の増額をしております。今年はインフルエンザの予防接種を受ける方が多かったものですから、その分の増でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から7万7,000円を減額するものでございます。事業費の確定により減額いたします。

続いて、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費であります。既定額から281万円を減額するものでございます。事業費の確定見込みにより人件費を減額いたします。

2款1項医業費であります。既定額から416万7,000円を減額するものでございます。事業費の確定見込みにより医療用機械事務費及び衛生医療材料費を減額するものであります。

以上、令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第3号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、17ページから23ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第16号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第17号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第17号 城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご用意願います。

議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧願います。

第1条であります。予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,025万9,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,271万5,000円とするものでございます。

2 ページをご覧願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入についてご説明いたします。

1 款1 項後期高齢者医療保険料であります。既定額から762万7,000円を減額するものでございます。収納見込額を勘案しまして、特別徴収分2,380万7,000円を減額し、普通徴収保険料分を1,548万円及び滞納繰越分70万円を追加するものでございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金であります。既定額から263万2,000円を減額するものでございます。広域連合納付金の確定により、保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出であります。

1 款1 項総務管理費であります。事業費の確定により、物件費11万2,000円を減額するものでございます。

2 款1 項後期高齢者医療広域連合納付金であります。既定額から1,014万7,000円を減額するものであります。納付金の確定により減額いたします。

以上、令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明させていただきました。詳細につきましては、3 ページから4 ページの補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第17号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第18号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,634万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ23億5,786万1,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、初めに歳入になります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、既定額に707万5,000円を追加するものです。介護給付費国庫負担金を追加するものです。

同じく2 項国庫補助金、既定額から1,729万5,000円を減額するものです。主に介護給付費調整交付金の減によるものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、既定額に1,509万5,000円を追加するものです。主に給付費支払交付金を追加するものです。

5 款県支出金、1 項県負担金、既定額に1,245万2,000円を追加するものです。介護給付費県負担金を追加するものです。

同じく2 項県補助金、既定額から14万4,000円を減額するものです。介護給付費県補助金を減額するものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、既定額に2,154万6,000円を追加するものです。主に給付費一般会計繰入金の追加によるものです。

同じく2 項基金繰入金、既定額に3,761万7,000円を追加するものです。主に介護給付費準備基金繰入金の追加によるものです。

3 ページをお願いいたします。

続いて歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額に406万円を減額するものです。主に人件費等の確定によるものでございます。

同じく3 項介護認定調査会費、既定額に162万5,000円を減額するものです。主に介護認定調査費を減額するものです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、既定額に6,600万円を追加するものです。主に介護施設サービス給付費を追加するものです。

同じく3 項高額介護サービス等費、既定額に500万円を追加するものです。主に高額サービス費を追加するものです。

同じく5 項特定入所者介護サービス等費、既定額に1,200万円を追加するものです。主に特定入所者サービス給付費を追加するものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、既定額から13万7,000円

を減額するものです。主に介護予防ケアマネジメント事業費を減額したものです。

同じく2項一般介護予防事業費、既定額から33万2,000円を減額するものです。主に事業確定により一般介護予防事業費を減額したものです。

同じく3項包括的支援事業任意事業費、既定額から50万円を減額するものです。地域包括支援センター人件費対応分を計上したものです。

以上、令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）につきまして、ご説明させていただきました。詳細につきましては、4ページから14ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第18号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第19号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第19号をお開き願います。

令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,099万7,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ9億5,135万4,000円とするものです。

2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金ですが、既定額に505万円を追加するものです。負担金収入の実績を勘案しまして、追加するものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料ですが、既定額に945万円を追加するものです。使用料収入及び実績を勘案しまして、追加するものです。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から2,942万円を減額するものです。事業費確定により一般会計からの繰入金を減額するものです。

7款諸収入、1項雑入ですが、既定額に12万3,000円を追加するものです。手数料収入等の実績を勘案しまして追加するものです。

8款1項町債ですが、既定額に380万円を追加するものです。 工事事業費確定により追加するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項下水道事業費ですが、既定額から999万7,000円を減額するものです。

事業確定により下水道事業維持管理費で531万7,000円、下水道事業整備事業費で468万

円を減額するものです。

3 款 1 項公債費ですが、既定額から100万円を減額するものです。支払額の確定により減額するものです。

3 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費につきましては、広域化共同化事業、施設維持補修事業、ストックマネジメント計画策定事業、流域地区下水道整備事業費、那珂久慈流域下水道事業建設負担金の一部を翌年度に繰り越すものです。

4 ページをご覧ください。

第 3 表、地方債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業の限度額を 1 億 8,350 万円に変更するものです。事業費確定により追加するものであります。

以上、令和 2 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、5 ページから12ページまでの事項別明細書、給与費明細書及び別冊予算概要書をご覧くださいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第19号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第20号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第20号をお開き願いたいと思います。

令和 2 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

第 1 条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ496万8,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,915 万 2,000 円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金ですが、既定額に169万円を追加するものです。分担金収入の実績を勘案しまして、追加するものです。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料につきましては、既定額から315万6,000円を減額するものです。使用料収入の実績を勘案しまして、減額するものです。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金につきましては、既定額から350万2,000円を減額するものです。人件費及び事業費の確定に伴い、繰入金を減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項農業集落排水事業費ですが、既定額から496万8,000円を減額するものです。事業費の確定に伴い減額をするものです。

3 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費につきましては、施設維持補修事業を繰り越すものです。

以上、令和 2 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、4 ページから 8 ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第20号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第21号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第21号 令和 2 年度城里町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は総則ですので、第 2 条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第 2 条、令和 2 年度城里町水道事業会計予算、第 2 号に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入、支出の既決予定額からそれぞれ816万4,000円を減額いたしまして、予定額を 7 億3,918万2,000円とするものです。

収入につきましては、1 款水道事業収益、1 項営業収益107万9,000円の減額であります。が、受託収益の減によるものです。

2 項営業外収益708万5,000円の減であります。が、一般会計補助金の減によるものと、雑収益の増によるものです。

支出につきましては、1 款水道事業費用、1 項営業費用816万4,000円の減額であります。が、原水及び浄水費の通信運搬費と、施設の工事完了によります固定資産の振り替えに伴う減価償却費の増と、総係費の人件費及び委託料の減によるものです。

以上、令和 2 年度城里町水道事業会計補正予算（第 3 号）の概要につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては 3 ページから 6 ページの補正予算実施計画明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第21号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲英美子君。

○4 番（藤咲英美子君） 4 ページの補正予算の最後の 2 ページ、 、 4 ページで

す。下古内の漏水修繕工事に対する補償金ということなんですけれども、557万8,000円、下古内の漏水というのはどういう漏水だったんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

下古内地内の県道で発生いたしました漏水事故でございます。県道を横断している給水管が漏水をいたしました。その工事に当たりまして、町の水道課のほうで、工事のほうを実施させていただきましたが、工事を進めていく中で、そこを通過しております東京ガスのパイプラインがございますが、その東京ガスで埋設しましたパイプラインの工事が原因で給水管が漏水を今回起こしたのではないかということで、東京ガスのほうと話し合いをしまして、その結果東京ガスのほうで、そのようですということになりまして、工事費の全額プラス事務費10%を上乗せさせていただいた合計額ですけれども、550万5,500円を補償金として入金をさせていただきました。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、水道管の老朽化とかそういうことではなかったということなんですね。

〔「違います、違います」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 今回の漏水事故に関しましては、老朽管ということの位置づけではございませんで、ガス管を埋設した際にその工事で水道管を傷めてしまったというようなことが原因となっております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これによって古内地区の断水とかというのは、どのくらいの住居に影響があったんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 県道を横断している給水管でございますので、1軒でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 全然なし。

○水道課長（阿久津恵三君） 1軒の漏水。

○4番（藤咲芙美子君） 1軒だけ、分かりました。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ここで、議案第22号から議案第28号は新年度予算となります。さきに申し上げましたとおり、新年度予算につきましては、事故の所属する委員会所管分の質問はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第22号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算書についてご説明を申し上げます。

予算書の3枚目をお開き願います。

1 ページです。

第1条、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億9,000万円とするものです。

第2条、地方債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示しするものです。

第3条、一時借入金は、借入れの最高額を5億円とするものです。

第4条、歳出予算の流用は、各項に計上した人件費の予算に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を認めるものです。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項町民税 7 億6,922万3,000円ではありますが、個人・法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2 項固定資産税 9 億7,645万円ではありますが、土地、家屋、償却資産の現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金を見込んでおります。

3 項軽自動車税8,331万7,000円ではありますが、現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

4 項町たばこ税 1 億1,885万3,000円を見込んでおります。

5 項入湯税、2,205万1,000円を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税3,530万円ではありますが、ガソリンに係る国税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税 1 億210万円ではありますが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税736万9,000円ではありますが、令和元年度税制改正に伴い森林整備等に必要な地方財源を定期的に確保する観点から森林環境税が創設され、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款 1 項利子割交付金135万4,000円ではありますが、預金などの利子所得に対する交付金を見込んでおります。

4 款 1 項配当割交付金718万1,000円ではありますが、上場株式等の配当などに課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金753万6,000円ではありますが、株式等の譲渡をする際に

課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6款1項法人事業税交付金951万8,000円ではありますが、令和元年度税制改正に伴い法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金が適用になり、市町村に交付される額を見込んでおります。

7款1項地方消費税交付金3億6,445万円ではありますが、消費税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

8款1項ゴルフ場利用税交付金5,920万1,000円ではありますが、県が徴収したゴルフ利用税額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

3ページをお開き願います。

9款1項環境性能割交付金1,119万9,000円ではありますが、消費税引上げに伴う事業平準化のため、県が徴収した自動車税環境性能割収入額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金77万円ではありますが、七会地区の自衛隊爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11款1項地方特例交付金860万円ではありますが、国の恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を見込んでおります。

12款1項地方交付税34億3,052万1,000円ではありますが、標準的な行政を行うために、一定の基準によって国からの普通交付税32億8,052万1,000円及び特別交付税1億5,000万円を見込んでおります。

13款1項交通安全対策特別交付金222万7,000円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に道路交通安全施設経費への充当財源として見込んでおります。

14款分担金及び負担金、1項負担金537万3,000円ではありますが、民生費負担金で保育料負担金284万3,000円及び老人ホーム入所者負担金等を見込んでおります。

15款使用料及び手数料、1項使用料8,186万3,000円ではありますが、主なものは土木使用料で、町営住宅使用料6,021万円を見込んでおります。

2項手数料4,682万8,000円ではありますが、主なものは衛生手数料3,670万4,000円でごみ指定袋手数料等を見込んでおります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金6億2,535万4,000円ではありますが、主なものは衛生費国庫負担金、児童福祉費負担金3億1,748万4,000円で、施設型給付費負担金、児童手当負担金等を見込んでおります。

2項国庫補助金4億3,349万8,000円ではありますが、主なものは総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,533万3,000円、衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,583万9,000円、循環型社会形成推進交付金の1億2,366万2,000円は一般廃棄物処理施設整備事業費補助金等を見込んでおります。

3 項委託金494万3,000円ではありますが、主なものは民生費委託金で、国民年金費事務委託金413万6,000円等を見込んでおります。

17款県支出金、1 項県負担金 3 億4,144万2,000円ではありますが、主なものは民生費県負担金で、児童福祉費負担金 1 億980万3,000円及び障害者福祉費負担金 1 億523万3,000円等を見込んでおります。

2 項県補助金 1 億8,436万7,000円ではありますが、主なものは民生費県補助金、医療福祉費補助金4,060万7,000円、児童福祉費補助金で子ども・子育て支援交付金2,427万4,000円、農林水産業費県補助金、農業振興費補助金4,514万円で、各種補助金等を見込んでおります。

4 ページをお開き願います。

3 項委託金5,656万4,000円ではありますが、主なものは総務費委託金、徴税费委託金 2,990万8,000円で、個人県民税徴取取扱費等を見込んでおります。

18款財産収入、1 項財産運用収入530万6,000円ではありますが、主なものは財産貸付収入で、不動産貸付収入483万6,000円を見込んでおります。

2 項財産売払収入20万2,000円ではありますが、物品売払収入20万円等を見込んでおります。

19款 1 項寄附金750万2,000円ではありますが、主なものはふるさと応援寄附金750万円等を見込んでおります。

20款繰入金、1 項特別会計繰入金については、科目設定のみであります。

2 項基金繰入金 9 億450万1,000円ではありますが、各種事業推進の財源確保のための各種基金繰入金を見込んでおります。

21款 1 項繰越金 1 億円を見込んでおります。

22款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料450万2,000円ではありますが、町税の延滞金450万円等を見込んでおります。

2 項預金利子 2 万円を見込んでおります。

3 項貸付金元利収入453万9,000円を見込んでおります。

4 項受託事業収入57万5,000円ではありますが、農業者年金受託事務費を見込んでおります。

5 項雑入 1 億6,640万円ではありますが、主なものは場外車券売場交付金8,244万円等を見込んでおります。

22款 1 項町債11億9,900万円ではありますが、主なものは総務債で、合併特例事業債 7 億1,030万円等を見込んでおります。

続きまして、5 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款 1 項議会費 1 億824万円ではありますが、人件費 1 億109万1,000円、物件費664万

1,000円及び補助費50万8,000円を見込んでおります。

2款総務費、1項総務管理費11億2,249万9,000円ではありますが、人件費5億4,064万8,000円、物件費2億7,573万2,000円、補助費等1億3,064万円等を見込んでおります。主なものは企画費で、地域情報ネットワーク構築工事4,277万6,000円、財政管理費で、公共施設整備基金への積立金8,250万3,000円等を見込んでおります。

2項徴税費1億4,825万円ではありますが、人件費8,889万6,000円、物件費5,097万2,000円及び補助費等838万2,000円等を見込んでおります。主なものは賦課徴収費で、固定資産税電算業務委託料778万6,000円、住民税電算業務委託684万7,000円等を見込んでおります。

3項戸籍住民基本台帳費5,781万6,000円ではありますが、人件費3,221万円、物件費2,482万4,000円等を見込んでおります。主なものは戸籍クラウド使用料595万1,000円等を見込んでおります。

4項選挙費6,431万円ではありますが、選挙管理委員会費、衆議院議員総選挙費、県知事選挙費及び町議会議員選挙費の人件費2,319万9,000円及び物件費2,520万5,000円等を見込んでおります。

5項統計調査費117万2,000円ではありますが、基幹統計調査に伴う人件費65万3,000円等を見込んでおります。

6項監査委員費46万1,000円ではありますが、委員報酬43万6,000円等を見込んでおります。

3款民生費、1項社会福祉費17億1,013万4,000円ではありますが、人件費9,849万6,000円、扶助費5億7,899万6,000円、繰出金8億8,985円9,000円等を見込んでおります。主なものは高齢者福祉費で介護保険特別会計保険事業勘定繰出金3億7,701万4,000円、障害者福祉費の扶助費で、自立支援給付金3億6,770万8,000円等を見込んでおります。

2項児童福祉費8億2,815万円ではありますが、人件費4,831万8,000円、扶助費5億9,202万3,000円及び補助費6,114万1,000円等を見込んでおります。主なものは保育所費の扶助費で、施設型給付費3億6,494万3,000円等を見込んでおります。

4款衛生費、1項保健衛生費4億5,247万9,000円ではありますが、人件費1億466万9,000円、物件費1億9,358万7,000円及び繰出金9,179万7,000円等を見込んでおります。主なものは保健衛生費総務費で、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金9,179万7,000円、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る委託料7,466万9,000円等を見込んでおります。

2項清掃費7億5,561万2,000円ではありますが、人件費6,679万7,000円、物件費1億9,478万6,000円及び普通建設事業費4億8,571万8,000円等を見込んでおります。主なものは一般廃棄物処理施設建設費で、ごみ処理施設解体工事及び新ごみ処理施設ストックヤード建設工事費4億6,000万円等を見込んでおります。

3項上水道費1億5,815万6,000円ではありますが、水道事業会計への補助金を見込んでおります。

4 項下水道費400万9,000円であります、主に合併処理浄化槽設置補助金322万円等を見込んでおります。

5 款農林水産業費、1 項農業費 5 億5,669万4,000円であります、人件費 1 億545万2,000円、補助費 1 億5,451万3,000円及び繰出金 2 億4,998万1,000円等を見込んでおります。主なものは農業総務費で、農業集落排水事業特別会計への繰出金 2 億4,998万円、農業振興費及び水田農業構造改革対策費等で各種事業に係る補助金 1 億2,432万8,000円等を見込んでおります。

2 項林業費1,291万5,000円であります、物件費456万3,000円及び積立金737万円等を見込んでおります。

6 款 1 項商工費 3 億8,302万円であります、物件費8,949万1,000円、補助費等 1 億8,516万5,000円、普通建設事業費5,644万8,000円等を見込んでおります。主なものは、商工業振興費で城里元気アップ振興券発行事業費補助 1 億円、観光施設費で健康増進施設ホールの湯の指定管理料5,800万円等を見込んでおります。

6 ページをお開き願います。

7 款土木費、1 項土木管理費8,052万1,000円であります、人件費6,845万6,000円、費1,175万9,000円等を見込んでおります。主なものは道路台帳補正委託料等792万円等を見込んでおります。

2 項道路橋梁費 6 億8,587万円であります、物件費3,727万円及び普通建設事業費 6 億4,457万円等を見込んでおります。主なものは道路維持費及び道路新設改良費で、工事請負費 3 億1,726万円等を見込んでおります。

3 項河川費7,693万6,000円であります、普通建設事業費7,620万円等を見込んでおります。

4 項都市計画費 5 億8,979万2,000円であります、人件費1,318万8,000円、物件費877万8,000円及び繰出金 5 億6,457万2,000円等を見込んでおります。主なものは公共下水道費で、公共下水道事業特別会計への繰出金等を見込んでおります。

5 項住宅費 1 億1,140万5,000円であります、人件費872万5,000円、物件費4,140万8,000円及び普通建設事業費5,783万3,000円等を見込んでおります。主なものは住宅建設費で、公営住宅建設工事5,100万円等を見込んでおります。

8 款 1 項消防費 4 億8,365万7,000円であります、人件費4,402万6,000円、補助費 4 億円207万3,000円等を見込んでおります。主なものは水戸市への消防事務負担金 3 億8,407万5,000円等を見込んでおります。

9 款教育費、1 項教育総務費 1 億9,626万2,000円であります、人件費 1 億5,969万7,000円、物件費533万5,000円及び補助費3,122万7,000円等を見込んでおります。主なものは事務局費で、高校生通学費補助948万円等を見込んでおります。

2 項小学校費 1 億9,153万6,000円であります、人件費2,112万4,000円、物件費 1 億

1,443万6,000円、普通建設事業費4,617万6,000円等を見込んでおります。主なものは学校管理費で、スクールバス運行業務委託3,701万6,000円等を見込んでおります。

3項中学校費8,531万1,000円ではありますが、人件費517万8,000円、物件費6,266万1,000円等を見込んでおります。主なものは教育振興費の使用料及び賃借料で、パソコン使用料744万4,000円、バス借上料643万7,000円等を見込んでおります。

4項社会教育費2億8,745万2,000円ではありますが、人件費1億1,469万7,000円、物件費6,499万4,000円及び普通建設事業費8,518万7,000円等を見込んでおります。主なものはコミュニティ防災費の屋上防水改修工事費で4,790万5,000円を見込んでおります。

5項保健体育費1億6,571万3,000円ではありますが、人件費3,831万2,000円、物件費1億1,725万9,000円等を見込んでおります。主なものは学校給食配送業務1,012万円等を見込んでおります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費2,000円ではありますが、農地農業用施設災害復旧費については、科目設定のみであります。

2項公共土木施設災害復旧費4,000円ではありますが、道路橋梁災害復旧費、河川災害復旧費については、科目設定のみであります。

11款1項公債費8億6,162万1,000円ではありますが、元金、利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。

12款1項予備費1,000万円を見込んでおります。

続いて、7ページをご覧ください。

第4表地方債ではありますが、起債の目的、限度額等を見込んでお示しするものです。

以上、令和3年度当初予算につきましてご説明をさせていただきましたが、詳細につきましては9ページから117ページの事項別明細書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第22号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第23号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 予算書の119ページをご覧ください。

議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。第1条であります。

国民健康保険特別会計事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ23億1,497万2,000円とするものであります。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を1億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用につきまして、保険給付費に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものでございます。

120ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項国民健康保険税4億3,507万7,000円ありますが、一般被保険者、退職被保険者の国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料40万1,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金1,000円ありますが、科目設定のみでございます。

4款県支出金、1項県補助金16億6,348万6,000円ありますが、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金、特定健診等の負担金を見込んでおります。

5款財産収入、1項財産運用収入12万8,000円ありますが、基金積立金利子を見込んでおります。

6款繰入金、1項他会計繰入金1億9,764万2,000円ありますが、一般会計からの保険基盤安定分及び職員給与費等の繰入れを見込んでおります。

2項基金繰入金1,000円ありますが、国保支払準備基金からの繰入れのための科目設定のみであります。

7款1項繰越金1,000万1,000円ありますが、療養費等交付金繰越金、前年度繰越金等を見込んでおります。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料502万3,000円ありますが、一般被保険者及び退職被保険者等延滞金、加算金の収入を見込んでおります。

2項受託事業収入1,000円ありますが、特定健康診査等受託収入を見込んでございます。

3項雑入321万1,000円ありますが、一般被保険者及び退職被保険者第三者納付金及び特定健康診査等個人負担徴収等の収入を見込んでございます。

続きまして、121ページをご覧ください。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費6,580万円ありますが、人件費及び電算処理委託料、システム使用料、国保連合会等の負担金を見込んでおります。

2項徴収費620万9,000円ありますが、国保税電算処理委託料、収納システム使用料等を見込んでおります。

3項運営協議会費25万3,000円ありますが、国保運営協議会委員報酬及び国保運営協会負担金等を見込んでおります。

2款保険給付費、1項療養諸費13億2,996万6,000円ありますが、一般被保険者、退職

被保険者等療養給付費及び療養費審査支払手数料を見込んでおります。

2 項高額療養費 2 億1,871万1,000円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者等高額療養費及び高額合算療養費を見込んでおります。

3 項移送費10万円ではありますが、一般、退職被保険者の移送費を見込んでおります。

4 項出産育児諸費630万4,000円ではありますが、15件分を見込んでおります。

5 項葬祭諸費250万円ではありますが、50件分を見込んでおります。

6 項傷病手当ではありますが、科目設定のみとなっております。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分 2 億4,030万円ではありますが、一般被保険者医療給付費分、退職者被保険者等医療給付費分を見込んでおります。

2 項後期高齢者支援金等分です。1 億2,548万2,000円ではありますが、一般保険者後期高齢者支援分と退職被保険者等後期高齢者支援分を見込んでおります。

3 項介護納付金分4,163万2,000円ではありますが、介護納付金を見込んでおります。

4 款 1 項共同事業拠出金2,000円ではありますが、国民年金受給権者リスト作成経費を見込んでおります。

5 款保健事業費、1 項保健事業費545万6,000円ではありますが、疾病予防事業費の脳ドック、人間ドック、健康教室の委託料を見込んでおります。

2 項特定健康診査等事業費2,917万1,000円ではありますが、特定健康診査委託料及び特定健康診査データ管理システム負担金等を見込んでおります。

6 款 1 項基金積立金 2 億1,812万8,000円ではありますが、国民健康保険支払準備基金利子及び積立金を見込んでおります。

122ページをご覧ください。

7 款 1 項公債費 8 万4,000円ではありますが、一時借入金利子を見込んでおります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金269万7,000円ではありますが、一般、退職被保険者等の保険税還付加算金を見込んでおります。

2 項延滞金1,000円ではありますが、科目設定のみでございます。

3 項繰出金1,217万5,000円ではありますが、県から交付されます特別調整交付金の施設勘定への繰出金を見込んでおります。

9 款 1 項予備費ではありますが、1,000万円を計上いたしました。

以上、城里町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、123ページから145ページまでの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、147ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,892万1,000円とするものです。

第2条は一時借入金の借入れの最高額を5,000万円とするものです。

148ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款診療収入、1項外来収入1億1,227万2,000円ありますが、医科、歯科の診療報酬及び一部負担金の現年度、過年度分の収入を見込んでおります。

2項その他の収入1,908万8,000円ありますが、医科、歯科の諸検査収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料28万8,000円ありますが、医師住宅2棟分の使用料を見込んでおります。

2項手数料34万7,000円ありますが、診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金1億397万2,000円ありますが、一般会計からの繰入金及び事業勘定により特別調整交付金等の繰入れを見込んでおります。

4款1項繰越金150万円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入145万4,000円ありますが、投薬容器、衛生材料費等の売払収入を見込んでおります。

149ページをお願いいたします。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費1億4,300万7,000円ありますが、職員の人件費、施設の維持管理費等を見込んでおります。

2項研究研修費38万9,000円ありますが、医師の研修旅費及び研修会負担金等を見込んでおります。

2款1項医業費6,806万7,000円ありますが、医科、歯科の医薬材料費、各種検査費及び歯科技工等を見込んでおります。

3款1項公債費2,645万8,000円ありますが、元金及び利子の償還と一時借入金の利子を見込んでおります。七会診療所分の建設分、平成29年に建設をしておりますが、その元利償還が始まったため2,549万4,000円増えております。

4款1項予備費ありますが、100万円を計上いたしました。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、151ページから165ページまでの事項別明細書、給与費明細書、地方債現在高見込みに関する調書をご覧くださいと思います。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第23号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第24号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 予算書の167ページをご覧願います。

議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計の予算につきまして、ご説明申し上げます。

第1条であります。

後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億5,308万5,000円とするものです。

168ページをご覧願います。

第1表歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料1億7,935万6,000円ありますが、特別徴収、普通徴収の保険料現年度分と滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料4万5,000円ありますが、督促手数料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金7,314万9,000円ありますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金1,000円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料ありますが、3万2,000円を見込んでおります。

2項償還金及び還付加算金50万1,000円ありますが、保険料還付金収入を見込んでおります。

3項雑入ありますが、口開けの1,000円のみ見込んでおります。

169ページをご覧願います。

続いて、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費250万6,000円ありますが、被保険者証の郵送料及び後期高齢者医療システム使用料を見込んでおります。

2項徴収費117万9,000円ありますが、納付書郵送料及び保険料算定処理委託料等を見込んでおります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2億4,886万8,000円ありますが、後期高齢者

連合への保険料納付金及び保険基盤安定納付金等を見込んでおります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金53万1,000円ではありますが、保険料還付金及び保険料返還金等を見込んでおります。

繰出金1,000円ではありますが、前年度精算分の一般会計への繰出しを見込んでおります。

以上、令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明させていただきました。

詳細につきましては、171ページから175ページまでの事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第24号に対する質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第25号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）についてご説明申し上げます。

177ページをお願いします。

第1条、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ24億4,647万円。

第2条第1項、歳入歳出予算の流用は、保険給付費に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項目間で流用するものでございます。

178ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算、まず、歳入でございまして。

1 款保険料、1 項介護保険料4億5,967万7,000円、第1号被保険者の保険料の現年度分、過年度分でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料3万6,000円、主に督促手数料収入です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金4億1,274万2,000円、介護給付費負担金の現年度、過年度分です。

同じく2 項国庫補助金2億507万5,000円、調整交付金及び地域支援事業交付金になります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金6億3,755万円、介護給付費交付金、地域支援事業交付金でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金3億4,298万3,000円、介護給付費県負担金になります。

同じく2 項県補助金1,185万円、地域支援事業交付金です。包括的支援事業任意事業を

除きます地域支援事業包括的支援事業任意事業分です。

同じく 3 項財政安定化基金支出金1,000円で科目設定のみとなっております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入2,000円、介護給付費準備基金収入でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億7,554万1,000円、介護給付費に対する町負担分、人件費分、事務費分、地域支援事業分などとなっております。

同じく 2 項基金繰入金1,000円、介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

同じく、3 項介護サービス事業勘定繰入金6,000円、介護保険サービス事業勘定からの繰入れでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金100万円です。前年度からの繰越金です。

179ページをお願いします。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料3,000円、第 1 号被保険者からの延滞金、加算金及び過料でございます。

同じく 2 項雑入で3,000円です。

180ページをお願いします。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費3,444万7,000円、主に、人件費、事務処理システム保守委託料等になります。

同じく 2 項徴収費234万2,000円、主に保険料算定業務委託費でございます。

同じく 3 項介護認定調査会費1,015万3,000円。主に認定調査会委員報酬、認定調査に伴う諸費用でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費20億7,219万2,000円。介護サービスを利用しました要介護 1 から 5 の方の被保険者の保険給付費でございます。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費5,172万円、介護予防サービスを利用しました要支援 1、2 の被保険者の保険給付費でございます。

同じく 3 項高額介護サービス等諸費6,109万円、在宅や施設で介護サービス等の利用額の限度額を超えた分を支給するものでございます。

同じく 4 項高額医療合算介護サービス等費566万円、介護保険、医療保険の負担額の限度額を超えた分を支給するものでございます。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 億3,314万円、低所得者の負担金の限度額を超えた分を支給するものでございます。

同じく 6 項その他諸費150万5,000円、主なものは介護給付費等審査支払手数料でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費2,794万9,000円、高齢者が要介護、要支援状態等にならないよう、予防のための事業でございます。

2 項一般介護予防事業798万円、介護予防の普及啓発、介護予防ボランティア活動支援

等の事業費でございます。

同じく3項包括的支援事業及び任意事業費3,818万9,000円、主に町包括支援センターでの介護予防ケア等の事業費及び運営費でございます。

4項その他の諸費5万9,000円。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金で1,000円で科目設定のみとなります。

5款基金積立金、1項基金積立金2,000円で、預金利子です。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金4万円、過誤納の還付金です。

2項延滞金1,000円で科目設定のみになります。

以上、城里町介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては183ページから204ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいますようお願いいたします。

続きまして、205ページをお願いいたします。

令和3年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明いたします。

第1条、城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の総額は、歳入歳出それぞれ441万7,000円です。

206ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算、まず、歳入でございます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入441万6,000円です。介護保険の要支援1、2の認定を受けた者に対します介護予防サービス事業費の収入でございます。

2款繰越金、1項繰越金1,000円、前年度繰越金で、科目設定のみになります。

続きまして、歳出になります。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費441万1,000円、介護支援専門員の人件費及び介護予防サービス事業計画作成委託料になります。

2款諸支出金、1項繰出金6,000円、介護保険事業勘定への繰出金になります。

以上、城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては、207ページから210ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいますようお願いいたします。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第25号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第26号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書211ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,194万円と定めるものです。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法は第2表地方債によるとしたものです。

第3条、一時借入金の借入額は3億円と定めるものです。

212ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金1,276万7,000円ですが、流域下水道特定環境保全下水道受益者負担金の現年度、過年度を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料1億3,573万4,000円ですが、流域下水道特定環境保全下水道使用料現年度、過年度分を見込んでおります。

2項手数料ですが、28万3,000円とするものです。排水設備等設計確認検査手数料、排水設備工事指定店登録手数料及び督促手数料を見込んでおります。登録手数料につきましては、3年に一度の更新時期となりますので、増額となっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金8,057万2,000円ですが、流域下水道整備事業国庫補助金を見込んでおります。

4款県支出金、1項県補助金50万円ですが、下水道事業単独事業費の補助金を見込んでおります。

5款繰入金、1項他会計繰入金5億2,757万2,000円ですが、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

6款1項繰越金500万円ですが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

7款諸収入、1項雑入1万2,000円ですが、排水施設工事申請用紙代等を見込んでおります。

8款1項町債ですが、1億8,860万円とするものです

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

213ページをご覧ください。

1款1項下水道事業費4億7,675万2,000円ですが、下水道施設等の維持管理費及び整備事業費であります。維持管理費で1億5,417万2,000円、整備事業費で3億2,258万円となっております。維持管理費につきましては流域特定環境下水道2事業の管理に要する物件費、工事費、負担金等であります。整備事業費につきましては人件費、流域下水道整備に伴う環境設計委託料、工事請負費及び補償費等であります。

2 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費2,000円ですが、科目設定のみになっております。

3 款1 項公債費4 億6,918万6,000円ですが、地方債償還金、元金、利子及び一時借入金の利息を見込んでおります。

4 款1 項予備費ですが、600万円を見込んでおります。

214ページをご覧願います。

第2 表地方債についてであります。起債の目的、限度額をお示ししております。

以上、令和3 年度城里町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたしました。詳細につきましては215ページからの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為の支出予定額等に関する調書、地方債に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第26号に対するご質問をお受けいたします。

4 番藤咲芙美子君。

○4 番（藤咲芙美子君） 231ページですけれども、これは債務負担行為で、桂水処理センター水質検査委託業務ということで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、これに限らず、今、ちょっと桂の水処理センターが19年度に水害によってかなりの被害を受けたことによるものについては、どこら辺まで維持できているのかなというようなことを、それで、処理がどのようになっているのかということ、桂の処理センターが今、どのように運営されているのか、その辺のところちょっと経緯が分かれば、教えていただきたいと思うんですが、ちょっとこれとは関連項目になっちゃいますけれども、お願いできますか。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4 番藤咲議員のご質問にお答えします。

維持管理と水質検査の関係なんです。おとしになりますか、台風19号の影響で被災しました桂水処理センターは、昨年11月に無事復旧をいたしまして、その途中、水処理に関しましては、当初にうちのほうのスタッフと委託した業者において、水の衛生管理というものを毎月検査センターに委託をしているんですが、その当時被災して3 日ぐらいは、衛生上はちょっとよくなかったんですが、1 か月以内の間にブローという空気を送る装置を復旧させまして、3 日後に。その結果によって、施設は通常どおりの排水能力の、特に基準値を超えない水として、桂川に放流しています。施設自体の能力というか、施設自体は単純な施設なので、ブローという空気を入れるバクテリアで浄化するんですが、その施設が動いたということで、影響がない範囲で、今までも行っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第27号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

233ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ3億500万4,000円と定めるものです。

第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法は第2表地方債によるとしたものです。

第3条、一時借入金の借入金の最高額は1億円と定めるものです。

234ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算であります。

まず、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、35万1,000円とするものです。新規加入分負担金及び過年度分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料ですが、4,700万7,000円とするものです。農業集落排水地区現年度、過年度分の使用料及び収入を見込んでおります。

2項手数料ですが、2万6,000円とするものです。排水設備等計画確認検査手数料及び督促手数料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金ですが、2億4,998万円とするものです。一般会計からの繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金200万円ですが、前年度からの繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入ですが、3,000円は台帳等のコピー代を見込んでおります。

6款1項町債560万円ですが、公営企業会計適用債を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

235ページをご覧願います。

1款1項農業集落排水事業費ですが、1億2,286万9,000円とするものです。人件費及び集落排水処理施設中継ポンプ等の維持管理経費が主なものであります。

2款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費ですが、2,000円とするものです。科目設定のみとなっております。

3款1項公債費ですが、1億8,013万3,000円とするものです。地方債償還金元金、利子及び一時借入金の利息を見込んでおります。

4款1項予備費ですが、20万円とするものです。

236ページをご覧願います。

第2表、地方債についてであります。起債の目的、限度額等をお示ししております。

以上、令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたしましたが、詳細につきましては237ページからの事項別明細書、給与費明細書、債務負担行為の支出予定額に関する調書、地方債に関する調書をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第27号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第28号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の251ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条業務の予定量よりご説明いたします。

（1）当該年度給水戸数7,581戸、（2）年間総配水量231万1,480立方メートル、（3）1日平均配水量6,333立方メートル、（4）主要な建設事業、水道施設更新事業1億8,648万6,000円を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

収入につきましては、1款水道事業収益7億638万3,000円、1項営業収益4億8,149万9,000円ですが、給水収益、受託工事収益、その他の営業収益を見込んでおります。

2項営業外収益2億2,478万4,000円ですが、一般会計補助金、長期前受金戻入等を見込んでおります。

3項特別利益10万円ですが、水道料金の過年度分調定増分等を見込んでおります。

支出につきましては、1款水道事業費用7億638万3,000円、1項営業費用6億4,942万3,000円ですが、水道施設の維持管理費、受託工事費、総係費、減価償却費などを見込んでおります。

2項営業外費用5,486万円ですが、企業債利息及び消費税納付金等を見込んでおります。

3項特別損失10万円につきましては、水道料金の過年度分調定減分を見込んでおります。

4項予備費につきましては200万円を計上いたしております。

252ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,207万1,000円は当該年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入につきましては、1款資本的収入1億2,340万8,000円、1項企業債1億320万円ですが、町水道事業債を見込んでおります。

2 項補助金1,630万8,000円ではありますが、一般会計補助金を見込んでおります。

3 項負担金390万円ではありますが、消火栓設置維持負担金を見込んでおります。

支出につきまして、1 款資本的支出 4 億4,547万9,000円、1 項建設改良費 2 億902万1,000円ではありますが、主に配水管布設費及び水道建設事業費などを見込んでおります。

2 項企業債償還金 2 億3,645万8,000円ではありますが、企業債元金償還金を計上しております。

第 5 条につきましては、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものです。

水道建設改良事業の限度額は 1 億320万円とするものです。

第 6 条につきましては、一時借入金の限度額を 1 億円とするものです。

253ページをご覧ください。

第 7 条につきましては、各項の経費の金額を流用することのできる場合を、1 項営業費用、2 項営業外費用とするものです。

第 8 条経費の流用につきましては、職員給与費5,432万円をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の金額をその金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならないとするものです。

第 9 条につきましては、一般会計からの補助金を受ける金額は 1 億5,815万6,000円ではありますが、3 条予算の補助金 1 億4,184万8,000円は企業債利息償還金及び総係費に充て、4 条予算の補助金1,630万8,000円は企業債元金償還金に充てるものです。

第10条につきましては、たな卸資産の購入限度額720万1,000円とするものです。

以上、令和 3 年度城里町水道事業会計予算の概要を説明させていただきました。

詳細につきましては255ページから260ページの予算実施計画、261ページから278ページの予算予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、令和 2 年度予定損益計算書、予定貸借対照表、令和 3 年度予算貸借対照表、公営企業債に関する調書、予算に関する注意等をご覧くださいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第28号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第29号から選挙第 2 号までの 4 件については、本会議に上程される予定でございます。

報告に入る前に暫時休憩とし、2 時55分から再開したいと思います。

午後 2 時 4 2 分休憩

午後 2 時 5 5 分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部におきましては引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は、時間の関係上最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。
長くなる場合は直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第1号の説明を求めます。

税務課長鈴木貴司君。

○税務課長（鈴木貴司君） 報告第1号をご覧願います。

城里町原動機付自転車試乗用標識の貸与に関する規則であります。原動機付自転車を試乗運転や販売を目的とした回送するに当たり、試乗用標識として貸与するため制定をするものでございます。

詳細につきましては、ご覧いただいております規則内容のとおり報告をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第2号の説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告第2号をご覧願います。

報告第2号 城里町防災行政無線戸別受信機の設置及び管理に関する規則の制定についてであります。防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機及び野外アンテナの設置、管理及び運用について、必要な事項を定めるものです。

以上、報告第2号についてご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第3号の説明を求めます。

農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 報告第3号をご覧いただきます。

城里町水田農業構造改革対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示であります。

主な改正内容であります。令和2年度まで、水稻共済の引き受け面積の情報を基に、地域別単収を定め、算定を行っておりましたが、国の指導によりまして、令和3年度から基準単収を一本化することとなったため、統一単収を採用することにより、条件が不利となる地域について、単収差の緩和を図るための改正でございます。

また、対象水田におきまして、集団生産調整の取組を実施する組合に対する、団地化等の補助要件を明確にするため、改正を行うものでございます。

以上、報告第3号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第3号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第4号の説明を求めます。

都市計画課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、報告第4号をお開きください。

報告第4号 城里町宅地開発指導要綱の一部を改正する告示であります。開発適用面積を緩和することで、土地の利活用が促進されるよう、要綱の一部を改正するものです。1,000平米から2,000平米となっております。

詳細につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第5号の説明を求めます。

総務課長 鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告第5号をご覧願ひます。

報告第5号 城里町文書整理保存規定の一部を改正する訓令についてであります。保存文書の管理方法及び様式等を現状に即した形に改正するものです。

以上、報告第5号について説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第5号説明資料1ページから4ページをご覧くださいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第6号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長 小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第6号についてご説明申し上げます。

報告第6号 令和3年城里町告示第6号 令和2年度城里町地域間幹線系統バス路線確保維持対策費補助金交付要綱の制定でございます。

これにつきましては、コロナの影響で、今まで補助を出していなかった浜田営業所石塚車庫経由の御前山車庫行きの路線バスが、県の補助要綱ですと、平均乗車密度が5人以上の場合には該当しなかったんですが、ついにコロナの影響で通勤通学の乗客が減りまして、4.3人という状況になりまして、初めて県・国の補助金が該当になるということになりました。そうした中で、バス会社の経常費用が、経常収益の20分の1に満たない分については、町のほうで補助するというようなことで、今回町のほうの予算としましては、補正予算のほうで15万7,024円、15万8,000円のほう予算のほうに組み入れさせていただきました。その補助金の支払いに伴う要綱の制定でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第7号の説明を求めます。

教育委員会事務局長 園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 報告第7号をご覧願ひます。

報告第7号 令和3年城里町成人式延期に対する給付金交付要綱の制定であります。新型コロナウイルス感染症の影響により延期した令和3年城里町成人式の対象者である成人者に、給付金を交付するため必要な事項を定めたものでございます。給付金の額は、対象者全員に1人2万円としております。

以上、報告第7号について説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第8号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第8号をご覧願います。

報告第8号 城里町新型コロナウイルスワクチン集団接種事業協力金交付要綱についてでございますが、城里町が行う新型コロナウイルスワクチンの集団接種事業に協力していただく医療施設に協力金をお支払いするためのものがございます。常北保健センターを基本施設として、新型コロナウイルスワクチン集団接種を行う予定であります。そのときに協力金を支払うものがございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第9号の説明を求めます。

町民課長雨宮忠芳君

○町民課長（雨宮忠芳君） 報告第9号をご覧願います。

報告第9号 城里町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の制定であります。一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源の循環的利用を図り、環境への負荷の少ない快適な生活環境を保全するため、町が生ごみ減量対策として推奨する生ごみ処理機等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるため、新たに制定するものであります。

詳細につきましては、報告第9号1ページから7ページの要綱をご覧いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第10号の説明を求めます。

農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 報告第10号をご覧いただきたいと思っております。

城里町鳥獣被害対策実施隊補助員設置要綱の制定であります。主な内容としまして、町では鳥獣による農林業被害防止のため、鳥獣被害対策実施隊を組織しております。近年イノシシの捕獲頭数が急増しまして、これに伴い、対応に当たる実施隊員の負担も大きくなってございます。このため、実施隊員の負担を軽減し、効率的な有害鳥獣捕獲を行うため、実施隊員に補助員を設置し、有害駆除を効率よく行うものがございます。

以上、報告第10号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第11号と報告第12号を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 資料、報告第11号をご覧いただきます。

令和3年城里町告示第57号 城里町元気アップ振興券第3弾事業実施要綱の制定でございます。これにつきましては、専決のほうで金額のほうをお示ししてございますが、令和3年3月1日を基準としまして、アマビエちゃんに登録してある町内の事業者を対象に振

興券、1人5,000円を給付するというものでございます。使用期間につきましては、令和3年6月1日から8月31日までということで、要綱のほう制定をしてございます。

続きまして、報告第12号 令和3年城里町告示第58号になります。城里町元気アップ振興券第3弾事業補助金交付要綱ということで、第1弾、第2弾同様に、商工会のほうにお願いをして、事務のほうを進めていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第13号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第13号 令和2年度城里町行政評価報告書をご覧ください。

資料のほうを開いていただきまして、1ページになりますけれども、平成20年度から3年間の計画で行政評価を導入し、その後、毎年行政評価を行いまして、定期的にご報告をさせていただいている内容でございます。

今回、昨年度と大きな変更点はございませんけれども、3ページをご覧くださいまして、令和2年度の評価結果ということで、事業につきましては、令和元年度の事業について、評価をしまりました。評価事業としましては、165の事業を評価しまして、4ページになりますが、廃止の方向で検討する事業ということで、国民体育大会事業が既に令和元年度完了してございますので、この事業を削るというような内容となっております。

なお、5ページになりますが、施策評価につきましては、34施策、これにつきましては、総合計画に紐づいた事業等々を評価してございまして、結果的には昨年同様の内容となっております。後ろのほう、10ページから詳細の資料が載っておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第14号の説明を求めます。

財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 報告第14号をご覧ください。

城里町統一的な基準による財務書類でございます。平成27年度決算から、統一的な基準による財務書類、貸借対照表、行政コスト計算表、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し公表しているものです。詳細につきましては、令和元年度城里町統一的な基準による財務書類4表の1ページから30ページをご覧ください。

以上、報告第14号についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第15号の説明を求めます。

教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 報告第15号をご覧ください。

報告第15号 令和2年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和元年度

分対象)でございますが、地方教育行政組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育行政の各分野における主な施策事業の執行状況を外部評価委員会により点検評価しましたので、報告するものでございます。12の主な事業について、点検評価の報告書となっておりますので、ご覧願えればと思います。

以上、報告第15号について説明をいたしました。

○議長(関 誠一郎君) 報告第16号の説明については省略いたします。

それでは、これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は初めに報告番号を言ってから関係にお願いいたします。

10番阿久津則男君。

○10番(阿久津則男君) すみません、報告第8号 城里町新型コロナウイルスの集団接種の要綱なんですけど、要綱というよりも、ちょっと聞きたいんですけど、65歳以上の方の対象者は何人いるのかと、いつ頃の予定をしているのかと。それと、先ほど常北センターというような説明でしたが、1か所なのか、何か所かあるのか、取りあえずそれお願いします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長(飯村正則君) それでは、10番阿久津則男議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、65歳以上の人口でございますけれども、直近、2月1日現在なんですけど7,005名ほどいらっしゃいます。それで、場所、常北保健センターのみなのかというお話なんですけれども、取りあえず集団接種を行う会場は、常北保健センターのみで行うということで現在のところ進めております。

いつから予防接種を行うのかというご質問ですが、現在、テレビ等でも盛んに報道されておりますとおり、ワクチン自体がなかなか日本の国に入ってきていないという状況でございますので、ちょっと正直、今のところいつからというふうなお話はできる状況にはございません。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(関 誠一郎君) 10番阿久津則男君。

○10番(阿久津則男君) 常北センターのみということですが、テレビなどを見ると、2回目の接種は3週間後というような説明ですけれども、それに間違いはないですよね。そうすると、この7,005名の人を常北センターのみで1回目に全て3週間以内に7,000人できるのかということをおちょっと心配しちゃうんですけど、もう2回目は3週間後に始まっちゃうんでしょ、接種は。ということは7,000人やっていないとまずいということですよ。1か所で、違うのか、そういう説明じゃないのか。ちょっと説明をお願いします。

○議長(関 誠一郎君) 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長(飯村正則君) すみません、10番阿久津議員さんのご質問にお答えした

いと思います。

今のご質問では、3週間で全て7,005人を打てるのかというようなご質問でした。今、町で現在のところ考えておりますのは、常北センターにおいて、1日当たり半日、4時間の間に、医師2人において約150名を接種するようつもりで、今のところ進めております。ただし、ここで一番肝心のワクチンがどれだけ入るのかということが全く見えておりませんので、具体的なスケジュールまでは、かなりこの場でいつからいつまでで何人できますというような、ちょっとご質問にはお答えできかねるところでございますが、取りあえず1日150名を目標に準備は進めております。最終的に2か月と3週間で打ち終わればいいなというふうな国の指導はございますが、ちょっとこれにつきましても、まだまだワクチンの入荷量が未定ということもございますので、こうなります、こうできますというような確信した答えができずにいますことをちょっとお許し願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 1日150名、すると、3週間後には、その150人をまた打つわけですね。1か所で本当に大丈夫なのかなと心配しちゃうんですが、大丈夫ですか。

あと、接種する順番というのは、大体は決めてあるんですか。順番というんですか、決まっていないか。あ、そうですか。いや、大変ですね、何も決まっていないようでは。

じゃ、分かりました。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。簡潔にお願いします。

○町長（上遠野 修君） ちょっと補足しますが、国や医師の方と相談して、予防接種会場で副作用が出たときに備えて、医師2人の体制でやりたいと。ところが、城里町には、医師が2人常駐している病院が基本的にはないので、例えばウアイ先生とヤマザキ先生とか、ローテーションを決めて、医師2人と看護師5人程度を常北保健センターに集めて、副作用とか出なければどんどんこなしていくし、副作用が出ちゃったら、2人のうち片方が副作用出た人について、もう一人の方はそのまま予防接種を継続するような形で、水戸市内とか、何十人も医師が勤務しているような大病院が複数あるような自治体においては、それぞれの医療機関でできるのですが、城里町では基本的には、医師が1人しかいない診療所ばかりですので、医師会にも相談して、みんなでローテーションを組んで、保健センターに集まってきてもらって、医師2人、看護師5人程度を保健センターに集めて、予防接種をやっていこうというふうに考えています。

ワクチンのほうが全然来なくて、本当は3月中旬にでも、城里町内の医療関係者、ワクチン打つはずだったんですが、全くワクチン来なくて、大洗とか茨城町も一緒なんですが、かなりずれ込んでいます。

優先順位については、特別養護老人ホームに入所している人をまず最初に、医療関係者、そして、高齢者の中では、特別養護老人ホームから順にやっていこうかと思っております。

というのは、やはり美浦村で、今、人口当たりの感染者一番多いの美浦村になっていたと思うんですが、特別養護老人ホームで数十人、100人近い集団感染が起こって、かなりの数の死者も出たというふうに伺っておりますので、高齢者が集中して居住しているようなところからまず優先して始まって、順次その後、そういった介護施設にお世話になっていない高齢者にも順次広げていくというような形にしていこうかと思っております。一度、4月の医師のローテーションも1回話し合っただけですが、ワクチンが入ってこないということで、そのローテーションの話も1回流れてしまっているような状況で、本当に、いつワクチンがくるのかということについては、我々も情報を一生懸命収集しているところです。これぐらいしか話せなくて申し訳ないというふうには思っておりますが、ただ、4月26日の週に全市町村に1箱来るというふうに聞いておりますので、1箱は約1,000回分入っていますので、そうすると、約500人が2回打つ分が4月26日に来るとということで、最初に来る500人分については、主に老人ホーム入居者及び老人ホームの働いている人、どこまで確保できるかあれですけれども、にしようかというふうに今、考えているところです。

大きい自治体にも全然入ってきていなくて、例えば水戸市は城里町の10倍ぐらい特別養護老人ホームあると思うんですが、水戸市にじゃ、10箱来るとかというのと、そうでもないような情勢ですので、城里町については、1箱来れば、取りあえず特別養護老人ホームの高齢者には全員打てるのかなど。そうすると、特養老人福祉施設での集団感染による感染者の激増とか、死者が連続するような、そういう事態はまずは防ぎたいというふうには思っています。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

6 番 菌部 一君。

○6 番（菌部 一君） 報告10号についてお尋ねをしたいと思います。

今回、町の鳥獣被害対策実施隊補助員の設置ということであるわけですが、この補助員の資格は、どのような方がなられるのか、狩猟許可を持っている方なのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 6 番菌部議員のご質問にお答えいたします。

補助員につきましては、狩猟免許等の取得は必要としておりません。

実施隊員の指揮の下に活動するということになりますので、資格要件は設けてございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 6 番菌部 一君。

○6 番（菌部 一君） そうすると、その任命されるのは、そうすると、猟友会の方の推薦が主なのかどうかということで、再度お尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 6番菌部議員のご質問にお答え申し上げます。

報告10号のほうに記載してございます第2条のほう、委嘱というところを書いてありますが、補助員は隊員によって推薦された者を町長が委嘱するということになってございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございせんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 少し複数ありますので、お聞きいたします。

3号の農林水産省の飼料米なんですけれども、これは、文章を読みますと、徳倉、小勝、塩子、下赤沢、真端、令和3年から4年に限りということなんですけれども、何で七会地区だけなのか、ちょっとお聞きいたします。

それから、報告の5号、この文書整備をされましたね。これを目的は何なのかをちょっとお聞きいたします。何でこれをつくったのかということですね、目的です。お聞きいたします。

それから、9号の生ごみ処理機購入費補助金なんですけれども、これについて、ページ3号の説明じゃなくて、申請用紙の中に小さな下に、個人情報保護法に基づくとかとあるんですけれども、これちょっと何でこうなのかを説明をしていただきたいと思います。何で審査をしなければならないのかをお聞きいたします。それだけです。取りあえずそれでお答えください。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、報告第3号の地域 の件についてでございますが、こちらにつきましては、共済単収というのは、城北地区、桂地区、七会地区ということで、従来採用し、それを基準単収としてまいりましたが、今般国のほうからの指導によりまして、町一本化にしてくれということでございます。それによりまして、城北地区、桂地区につきましては、国の基準単収に届いております。ただし、七会地区につきましては、基準単収が低いということで、今般3年、4年とさせていただいた、その2か年間の暫定措置というものは、飼料用米というのは、3年間の契約栽培をすることによって、国からの上乗せ措置がいただけるということでございます。既に昨年度契約をしておりますので、不利益にならないようにということで、3年、4年については、当時は七会地区については、低い単収で契約をされておりました。ただし、3年、4年については、統一単収ということで、基準単収が上がってまいりますので、その差額を補填するという考えの基に、今回要綱のほうの改定をさせていただいたところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 4番藤咲議員のご質問でございます。

報告第5号 城里町文書整理保存規定の一部を改正する訓令でありますけれども、前回の議会の中でもご指摘がありましたように、実情にそぐわない、例えば文書管理主任とか、そういうのが入ってしまっていて、あと一括で総務課で管理するということでもありますけれども、システムが構築されていませんので、なかなか難しい部分があります。そういったところを考慮して、実情に合わせて各課で保存するというので、今回の改正をしたものであります。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 報告第9号の件でございますが、要綱の中の第4条、補助対象者ということで、その（4）で申請時において、町県民税、固定資産税等の税金等の滞納がない者ということになっておりますので、補助金交付という観点から、その辺の調査をするために、個人情報の承諾を得ることとしています。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

9号についてです。滞納のない者ということも言っていますが、これ、何でここまで厳しいのかなと。最初に申請して、振り込みのときには通帳まで出すわけですね。それで、申請して領収書まで添付して、本当に申請して受けられるかどうかというのは、厳重な審査の下で申請が受けられえるかどうかというようなところまで準備しているわけですね。それなのにも関わらず、なぜこの個人情報というか、保護法に基づく承諾ということで、ここまで厳重にやらなければならないんだろうかと、ちょっと疑問に思ったものですから、ここまでやるんでしょうか。なんでなのかなと、ちょっと。

それが一つと、それから、もう一つこれについてお聞きしたいんですけども、この3万円の補助する電動機の生ごみ処理の3万円の補助を出すというんですけども、これはどこの会社から契約しているんですか。どこからという会社とは、まだ決まっていないんでしょうか。どこでの販売を想定しているんでしょうか。ちょっとこれが分からないので、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） ただいまの質問ですが、会社というのは決まっていません、もちろん。役場が斡旋しているわけではなくて、通常言われる電気式の容器というのが、6万、7万円から15万円とかピンキリですけども、その中で、個人がもちろん選んでもらって、購入していただくという形になっております。それに対する補助を3万円を限度に支払いますよということでございます。

あと、個人情報についてですが、町の税務課等に調査を出すためにはやっぱり本人の承諾が必要ですので、その印鑑をもらって、個人情報の取り扱いをしますということになります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

5 番片岡藏之君。

○5 番（片岡藏之君） 今回の例月の出納監査報告書を見たんですけれども、議会制議員の小坪議員の判が押していない部分があるんですけれども、それはどういう理由で監査を行っていないのか、入っていないのか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） ただいまの片岡議員さんのご質問なんですけれども、監査委員さん、小坪さんの判こが押していないというのは、何ページか。

〔発言する者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 12月分につきましては、監査当日小坪監査委員さんが欠席だったんです。それで押していないということです。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で報告を終了いたします。

なお、令和3年度城里町全7会計の予算審議であります。議長を除く全議員により予算特別委員会を設置し、別紙会期日程案により常任委員会所管について審議する分科会方式により行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る3月12日金曜日午前10時をもって、令和3年第1回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには議員控室にお集まりいただきますようよろしく願いいたします。

閉 会

○議長（関 誠一郎君） 以上をもちまして、議会全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時33分閉会